

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月31日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ  
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番  
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子  
同 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 100億アメリカ合衆国ドル(約1兆2,245億円)を上限とする。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値(1米ドル=122.45円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型

(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type)

(以下「ファンド」という。)

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

受益証券は、記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である（以下「受益証券」という。）。

受益証券について、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

100億米ドル（約1兆2,245億円）を上限とする。

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝122.45円）による。以下、別段の記載がない限り米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行（売出）価格】

海外約定日における受益証券1口当たり純資産価格

（注）海外約定日とは、管理会社により申込みまたは買戻請求が受け付けられた営業日をいう。営業日とは、12月24日を除く、(1)東京、ニューヨーク、ルクセンブルグおよびシドニーの銀行営業日であり、かつ(2)オーストラリア証券取引所の取引日である日をいう。その他の用語の定義については、別紙Aを参照のこと。

### （５）【申込手数料】

申込価格の2.16%（税抜2.00%）を上限とする申込手数料が課される。

### （６）【申込単位】

1,000米ドル以上0.01米ドル単位

### （７）【申込期間】

平成27年9月1日（火曜日）から平成28年8月31日（水曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（注2）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間（原則として、営業日の午後3時（日本時間）。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。）までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注3）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

(以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。)

(注)日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

**( 9 ) 【払込期日】**

各申込日につき日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイのファンド口座に、海外約定日から起算して５営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに米ドル貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「( 1 2 ) その他 申込みの方法」を参照のこと。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

前記「( 8 ) 申込取扱場所」に同じ。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**( 1 2 ) 【その他】**

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ)三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、管理会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成24年6月27日付受益証券販売・買戻契約を締結し、受益証券の募集の取扱いを行う。

(ロ)日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(ハ)管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、米ドル貨で支払われる。

投資者は、口座約款に従い、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注)国内約定日とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、海外約定日の翌国内営業日)をいう。

申込金額の総額は、日本における販売会社により、各払込期日に保管会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイのファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的および信託金の限度額

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type)(以下「ファンド」という。)の投資目的は、ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型免除ユニット・トラストであるUBS 豪ドル・ボンド・インカム(以下「投資先ファンド」という。)への投資を通じて、中長期的に安定したインカム・ゲイン(利子収入等)およびキャピタル・ゲイン(売買益等)の獲得を目指すことにある。ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンドのクラスT受益証券(以下「投資先ファンド受益証券」という。)に対して投資する。投資先ファンドは、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、ABS(アセット・バック証券)およびMBS(モーゲージ証券)を含む。)等に分散投資を行う。

ファンドは、投資先ファンドに資産のほぼすべてを投資することにより、その投資目的の達成を追求する。したがって、ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはない。

ファンドの基本的性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して通知することにより、各営業日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、海外約定日における受益証券1口当たり純資産価格である。

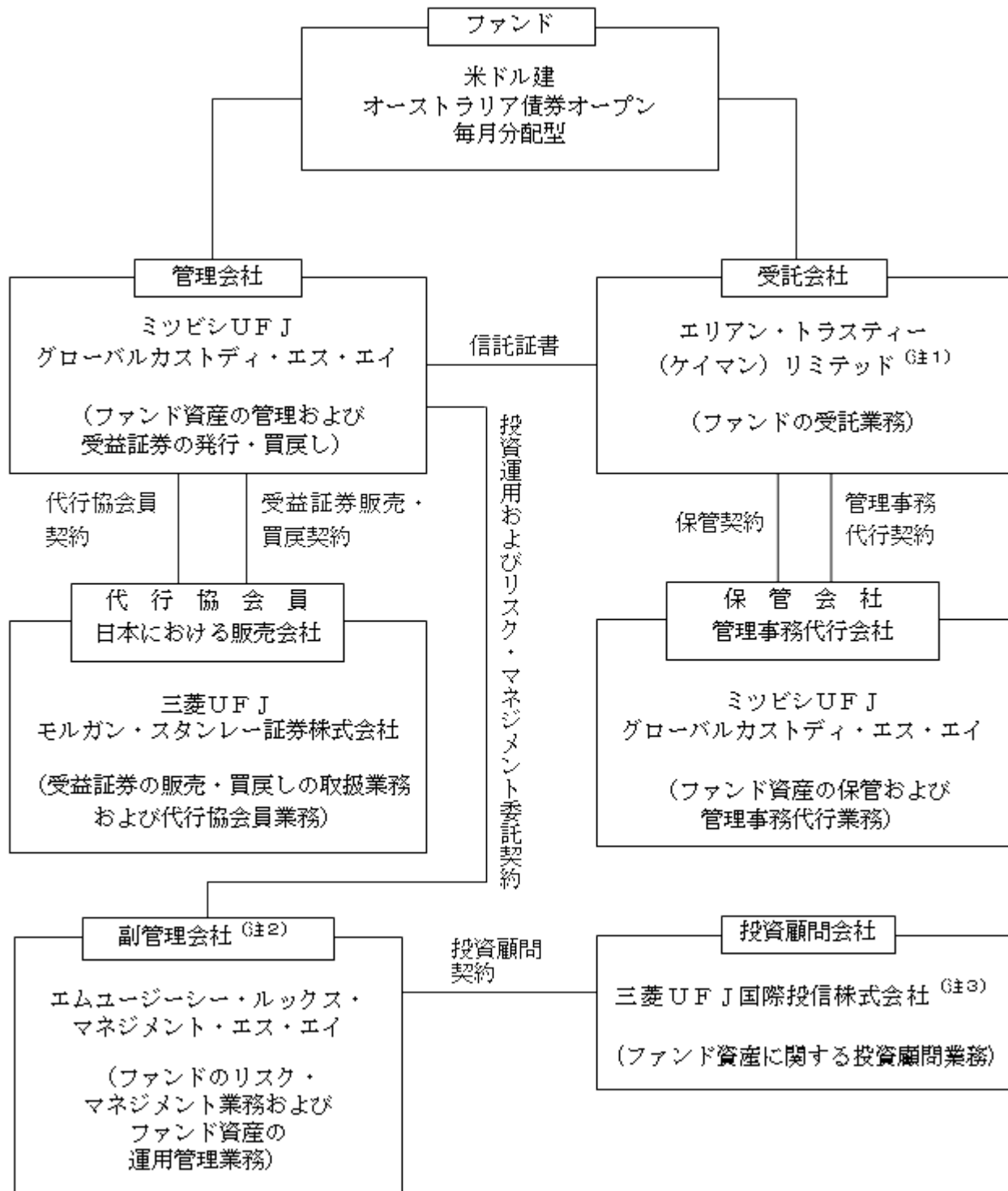
管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の早期終了または延長を決定しない限り、ファンドは、平成32年7月31日に終了する。

##### (2)【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成24年6月26日	信託証書締結
平成24年8月3日	ファンドの運用開始
平成27年6月12日	補遺信託証書締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

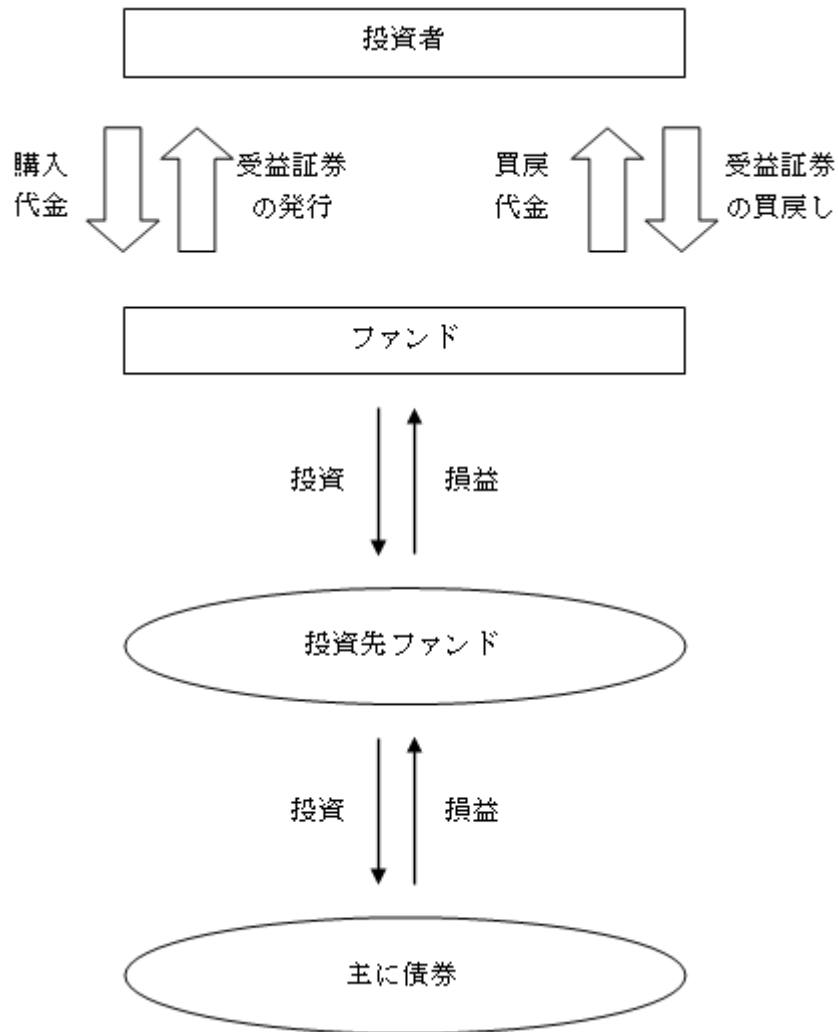


(注1) 受託会社は、平成26年9月26日付で、その名称をオジエ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドからエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドに変更した。

(注2) 平成26年7月18日付で副管理会社が任命された。

(注3) 投資顧問会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に変更された。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。以下同じ。

(注) ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成24年6月26日付で信託証書および平成27年6月12日付で補遺信託証書(以下「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行および買戻しについて規定している。 平成24年6月29日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。 平成24年6月29日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務について規定している。
エリアン・トラスティー (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	平成24年6月26日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行および買戻しについて規定している。
エムユージーシー・ ルックス・マネジメント・ エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年7月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注3)を管理会社と締結。同契約は、ファンドのリスク・マネジメント業務およびファンド資産の運用管理業務について規定している。
三菱UFJ国際投信株式 会社	投資顧問会社	平成26年7月18日付で投資顧問契約(注4)を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式 会社	代行協会員 日本における販売会社	平成24年6月27日付で管理会社との間で代行協会員契約(変更済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成24年6月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに対し、管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注3) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、ファンドのリスク・マネジメント業務およびファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。

(注4) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概況

### (イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

### (ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

### (ハ) 資本金の額（平成27年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

### (ニ) 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

### (ホ) 大株主の状況

（平成27年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

### 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

### 準拠法の内容

#### (イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管会社としてこれを保持する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。



大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成32年7月31日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(口) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

(PricewaterhouseCoopers, Cayman Islands)である。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、毎年8月末日までに2月末日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年2月末日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成25年2月28日までの期間について作成された。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められた会計原則に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(口) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。ファンドの運用報告書は、代行協会員のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

## (6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「投資信託」の定義に該当し、同法第4(1)(b)条に基づき登録されている。同条に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として、免許を受けた投資信託管理者(ファンドにおいては、エリアン・フィデューシアリー・サービス(ケイマン)リミテッド(Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited))の事務所を指定しなければならないが、ファンド自体が免許を取得することを要しない。代わりに、ファンドの設立計画推進者が健全な評判の者であること、ファンドの管理が投資信託管理につき十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、ならびにファンドの業務および受益権の募集が適切な方法により行われることについて、受託会社が満足していることを要する。受託会社、管理会社またはファンド(場合による。)がミューチュアル・ファンド法もしくはその他の法律に違反して行為し、支払不能に陥る可能性があり、またはファンドの債権者もしくは投資者に利益を害するその他の方法で行為していると信じる理由がある場合、受託会社は、CIMAに報告しなければならない。

ファンドは、規制された投資信託として、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。更に、CIMAは、CIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう受託会社に求めることができる。ただし、CIMAは、ファンドの財務的な健全性または書類の正確性もしくは本書中で表示された意見について、何ら責任を負わない。

受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに開示または提出しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、もしくは抄本を作成することができる。CIMAのこれらの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法により、実効性のある規制のために必要な場合または法律もしくは裁判所により義務付けられた場合の開示を除き、投資信託の業務に関する情報の開示を禁止されている。

規制された投資信託が、期限到来時にその義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者もしくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくはかかる方法で任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型免除ユニット・トラストである投資先ファンドへの投資を通じて、中長期的に安定したインカム・ゲイン(利子収入等)およびキャピタル・ゲイン(売買益等)の獲得を目指すことにある。

ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に対して投資する。投資先ファンドは、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、ABS(アセット・バック証券)およびMBS(モーゲージ証券)を含む。)等に分散投資を行う。投資先ファンドの概要(投資目的、投資戦略および投資制限を含む。)は、後記「(2)投資対象」に記載されるとおりである。

本書中の他の記載にかかわらず、株式および債券を含む他の有価証券に投資することがファンドまたは受益者にとって有益であると管理会社が判断する場合、ファンドの資産は、かかる他の有価証券に投資されることがある。

ファンドまたは投資先ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はない。資金動向および市場動向によっては、ファンドの資産について本書に記載した運用を行えない場合がある。

#### ファンドの特色

ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債等\*に分散投資を行う。

\*国債、政府機関債および準政府債(州政府債)、国際機関債、オーストラリア内外の企業が発行する社債、アセット・バック証券(ABS)およびモーゲージ証券(MBS)等が含まれる。

\*平均格付は、スタンダード・アンド・プアーズ社によるA-格またはムーディーズ社によるA3格以上を目指す。

\*原則として、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB-格またはムーディーズ社によるBaa3格以上の格付を取得している公社債等に限定される。

管理会社は、その裁量により、毎月分配を行うことができ、また、現在のところ、原則として毎月分配を行う方針である。

管理会社の決定により、毎月18日(営業日でない場合には翌営業日)に、収益分配方針に基づいて分配を行う。詳しくは後記「(4)分配方針」を参照のこと。

豪ドル建て資産について、為替ヘッジは行われぬ。

ファンドの豪ドル建て資産への実質的な投資割合は高位を保つが、為替ヘッジは行われぬ。

ファンドは、米ドルに対する豪ドルの為替変動リスクを負う。

投資先ファンドの投資運用会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドである。

同社は、スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員である。

### (2)【投資対象】

ファンドは、投資先ファンド受益証券に対して投資を行う。投資先ファンドの概要(投資目的、投資戦略および投資制限を含む。)は、以下のとおりである。

投資先ファンドの投資目的および投資戦略

投資先ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン(利子収入等)およびキャピタル・ゲイン(売買益等)の獲得を目指すことにある。

投資先ファンドは、投資目的の達成を追求するため、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、ABS(アセット・バック証券)およびMBS(モーゲージ証券)等を含む。)に分散投資を行う。

投資先ファンドは、投資先ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的および投資先ファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ(先物、オプション、金利スワップ、

アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。)に投資を行うことができる。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択および通貨配分が含まれ、実際の取引および/またはデリバティブを使用して実行することができる。ただし、投資先ファンドの投資運用会社は、デリバティブの取引を行うにあたり、投資先ファンドにレバレッジをかけることができない。

なお、その時々における投資先ファンドの純資産総額および市況の動向等により、投資先ファンドの資産が本項に記載されるとおり運用されない場合がある。

#### 投資先ファンドの投資運用会社

投資先ファンドの投資運用会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.)である。

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドのために投資決定を行い、豪ドルおよび豪ドル以外の市場において、投資先ファンドの組入有価証券の取引のために売買注文を行う。適用法により許容されるとおり、かかる注文はUBSの関連会社を含むブローカーに対して行われることがある。投資先ファンドの投資運用会社は、一部の組入有価証券についての投資決定および運用のため、資産運用に係わるその関連会社のリサーチおよび専門的能力に依拠する。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドは、昭和60年に設立された。UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドは、その運用実績に定評のある資産運用会社であり、年金基金、保険会社、公的セクター、各種法人および投資信託を中心に、さまざまな資産クラスの商品を提供している。UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドは、シドニーおよびメルボルンの2拠点で業務を運営しており、UBSグループの資産運用部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループに属している。

#### UBSグループ

UBSグループはスイスを本拠地とする金融機関である。UBSは、強固な財務力と定評のある技術革新によって絶えず変化し続ける世界との融合を実現している。UBSグループは、グローバルな金融機関であり、資産運用部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメント、プライベート・バンクおよびスイス銀行業務部門であるウェルス・マネジメント&スイス・バンク、米国プライベート・バンクであるウェルス・マネジメント・アメリカスならびに投資銀行および法人金融部門であるUBSインベストメント・バンクの4つの業務部門を有するグループとして運営されている。

#### UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループを構成する部門のうち資産運用部門であり、機関投資家や投資信託に対して業務を提供している。

#### 投資先ファンドの投資対象の種類

投資先ファンドが投資する豪ドル建ての公社債には、以下が含まれる(ただし、これらに限定されない。)

### 国債、政府機関債および準政府債（州政府債）

投資先ファンドは、オーストラリア国債、オーストラリア政府関連機関が発行する政府保証債およびオーストラリアの州政府が発行または保証する準政府債に投資することができる。

### 国際機関債

投資先ファンドは、国際機関が発行する債券に投資することができる。

### 社債

投資先ファンドは、オーストラリア内外の企業が発行する債券に投資することができる。企業による金融市場を通じた資金調達（直接金融）のニーズは拡大している。また、オーストラリア国外の、主として先進国の企業が、資金調達に付随する為替リスク分散のため、またオーストラリアでの事業展開を促進するため、豪ドル建てで債券を発行している。

### アセット・バック証券（ABS）およびモーゲージ証券（MBS）

投資先ファンドは、貸出債権や売上債権等の裏付資産を担保に発行される債券やノートに投資することができる。当該金融資産から生じるキャッシュフローを原資として発行される資産担保証券のことをアセット・バック証券（ABS）という。モーゲージ証券（MBS）は、一般に、住宅ローン債権または商業用不動産ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けに発行されるものである。

### 仕組債

投資先ファンドは、仕組債に投資することができる。仕組債とは、単一または複数の資産を裏付けとし、通常の債券と同様の形態で組成される債券である。仕組債は、定期的な固定の利払いがあり、償還日が固定され、かかる償還日に額面金額を償還する。かかる証券は、他の債券と同様に、スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社により格付が付与され、価格が評価され、計算される。

### デリバティブ

投資先ファンドは、投資先ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的および投資先ファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。）に対する投資を行うことができる。

#### \* 発行体の所在地

投資先ファンドの投資対象となる有価証券の発行体の所在地はオーストラリアに限定されない。投資先ファンドは、オーストラリア以外の政府、政府機関および国際機関ならびにオーストラリアにおいて設立されておらず、また住所地を有しない企業などの発行体が発行する債券に投資することができる。

#### \* 基準通貨および制限

投資先ファンドの基準通貨は豪ドルであり、豪ドル建て公社債を主な投資対象とする。豪ドル以外の通貨（ニュージーランド・ドルまたはその他先進国の主要通貨）建ての公社債に対する投資は、投資先ファンドの純資産総額の20%を超えることができない。豪ドル以外の通貨建ての公社債を組み入れる場合には、原則として、可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行う。

## 投資先ファンドの投資対象の信用格付

### 目標平均格付

ポートフォリオの平均格付は、スタンダード・アンド・プアーズ社によるA - 格またはムーディーズ社によるA 3 格以上を目標とする。

### 各有価証券の最低格付（取得時）

投資対象となる各有価証券は、原則として、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格以上またはムーディーズ社によるBaa 3 格以上の格付を得ていることを要する。これらの格付機関による格付を有しない場合、投資先ファンドの投資運用会社が前記格付と同等と判断した場合には、当該有価証券は最低の格付要件を満たしているものとみなされる。

### 非投資適格債

投資先ファンドは、取得時にスタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格未満またはムーディーズ社によるBaa 3 格未満の格付を有する有価証券、または投資先ファンドの投資運用会社が前記格付と同等と判断する有価証券には投資を行わない。

投資先ファンドによる取得後に保有債券の格付が低下して投資適格未満（BBB - 格またはBaa 3 格未満）の債券となった場合または投資先ファンドの投資運用会社により低下したものとみなされた場合には、投資先ファンドの受益者の利益を適切に考慮した上で、売却、すなわち当該状況の是正を優先しなければならない。

前記にかかわらず、実勢の市場の状況および市場の流動性に鑑み、投資先ファンドの純資産総額の5%を上限として、格付が低下し投資適格未満（スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格またはムーディーズ社によるBaa 3 格未満）となった債券の保有を一時的に継続することがある。

スタンダード・アンド・プアーズ社 (S&P, Standard & Poor's)	ムーディーズ社 (Moody's)	
投資適格債 (BBB-または Baa3以上)	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
		↑ 信用力が高い
投資適格未満の 公社債 (BB+または Ba1以下)	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C
		↓ 信用力が低い

(注) 格付会社の格付は、AA/AaからCCC/Caaまでのものについて、3段階の格付が付与される。

スタンダード・アンド・プアーズ社の場合の例：  
 AA+ ダブルエー・プラス  
 AA ダブルエー（フラット）  
 AA- ダブルエー・マイナス  
 A+ シングルエー・プラス  
 A シングルエー（フラット）  
 A- シングルエー・マイナス

ムーディーズ社の場合の例：  
 Aa1 ダブルエーワン  
 Aa2 ダブルエーツー  
 Aa3 ダブルエースリー  
 A1 シングルエーワン  
 A2 シングルエーツー  
 A3 シングルエースリー

## 投資先ファンドのベンチマーク

投資先ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian Composite Bond Index 0+YR）をベンチマークとする（以下「投資先ファンドのベンチマーク」という。）。投資先ファンドのベンチマークは豪ドル建てで、オーストラリアの債券から、UBS証券（UBS Securities）の客観的基準で選ばれた投資適格債により構成されている。投資先ファンドのベンチマークは、オーストラリアの債券市場を反映する指数として、広く機関投資家の間で使用されている。

## 投資先ファンドのデュレーション

投資先ファンドが目標とする修正デュレーションは、原則として、投資先ファンドのベンチマークの修正デュレーションの $\pm 1.25$ 年に維持されるものとする。

#### (参考)デュレーション・修正デュレーション

デュレーションは、金利の変動に対する公社債の価格の感応度を表すために使われる。この金利の変動に対する公社債の価格の感応度を表す指標として、デュレーションを(1+利回り)で割った修正デュレーションという指標も用いられる。このデュレーションまたは修正デュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する公社債価格の変動率は大きくなる。一般的に、満期までの残存期間の長い公社債のデュレーションおよび/または修正デュレーションの値は大きくなる。

#### 投資先ファンドの投資制限

投資先ファンドは、以下の投資制限に従う。

投資先ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産総額を超えないものとする。

借入れは、一時的なものに限り、また借入金の残高の総額が投資先ファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができる。ただし、合併等の特別事態により一時的に、かかる10%を超える場合にはこの限りではない。

投資先ファンドの管理会社が運用するすべての証券投資信託(投資先ファンドを含む。)およびミューチュアル・ファンドの全体において、投資の結果、一発行会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合には、当該発行会社の株式に投資を行わない。

(注)前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

投資先ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがある。)(外国証券の取引に関する規則第16条)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合にはこの限りではない。

(注)前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

投資対象の購入、投資および追加の結果、投資先ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

投資先ファンドの管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資先ファンドの資産の適正な運用を害する投資先ファンドのための投資先ファンドの管理会社の取引は、すべて禁止される。

同一発行体の有価証券への投資先ファンドの投資総額が、その取得時において投資先ファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する有価証券に投資することができない。ただし、本制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)加盟国もしくはその地方機関、(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が支援する機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されない。

同一発行体の発行済債務証券の10%を超えて投資先ファンドの資産を投資することができない。ただし、本制限は、債務証券の投資先ファンドによる取得時に適用されるものとし、投資先ファンドによる債務証券の追加的取得以外の理由によりかかる10%制限を超える事後の比率の増加は、最大25%まで是正する必要がない。かかる25%の上限を超える場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者の利益を適切に考慮しつつ、かかる有価証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければならない。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)E



Uの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が支援する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されない。

投資先ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対する投資も行わない。

投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドのために、投資先ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的および投資先ファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ(先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含むがこれに限定されない。)の取引を行うことができる。ただし、デリバティブへの投資(買い持ちと売り持ちのネット合計)は、投資先ファンドの純資産総額の最大50%までに制限される。

投資先ファンドの投資対象の価格の変動、再構成、合併、投資先ファンドの資産からの支払または投資先ファンドの受益証券の買戻しの結果として投資先ファンドに適用される制限を超えた場合、投資先ファンドの管理会社は、直ちに投資先ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内に投資先ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

前記の投資制限は、投資先ファンドの管理会社の委託を受けたその他の者に等しく適用される。

#### 投資先ファンドの分配方針

投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンド受益証券につき、現在のところ、分配を行わない意向である。

#### 投資先ファンドの会計年度

投資先ファンドの会計年度は、毎年2月末日に終了する。

#### 投資先ファンドの関係法人

管理会社・保管会社・管理事務代行会社 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

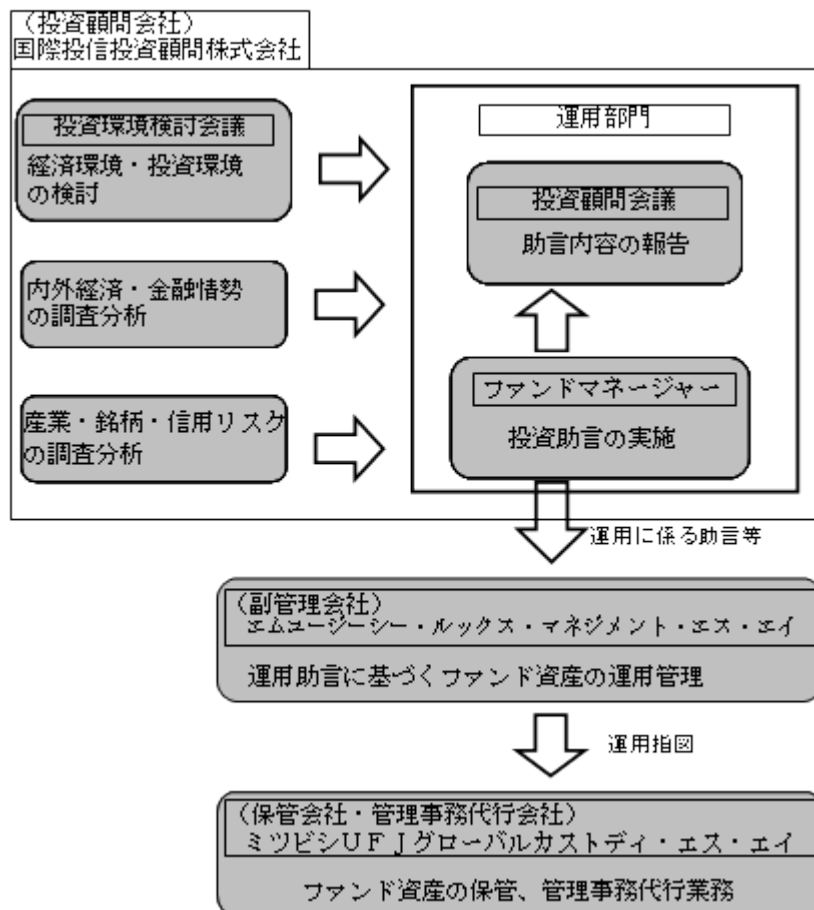
受託会社 CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

副管理会社 エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ

投資運用会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド

#### (3) 【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、ファンド資産に関する運用指図を行う。



#### 投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月1回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

#### (4) 【分配方針】

管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含む。）および分配可能な元本から、毎月18日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができる。

分配金は、分配宣言から起算して4営業日以内に、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して支払われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金はかかる日より、管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

分配金は、必ずしも受益証券1口当たり純資産価格の値上がり分から支払われるものではなく、したがって、分配金の一部またはすべてが、実質的には受益者により支払われた元本の一部払戻しに相当することがある。

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

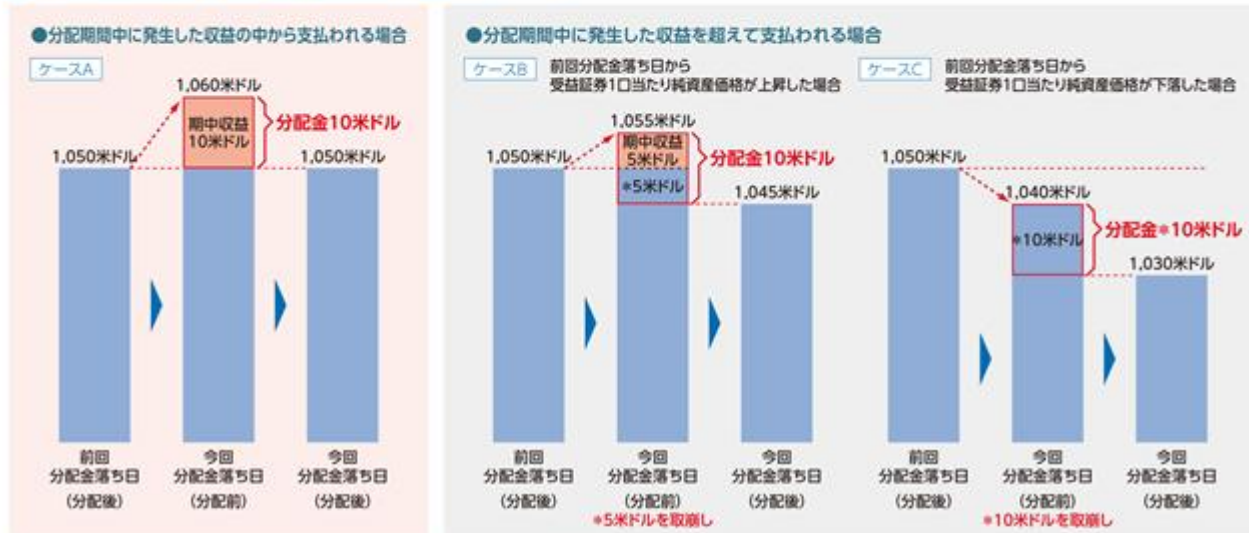
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※「分配期間」とは、ある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。

### 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

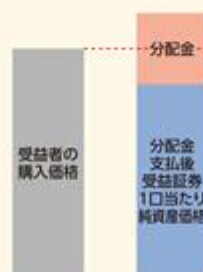
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 0米ドル = 10米ドル  
 ケースB：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲5米ドル = 5米ドル  
 ケースC：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲20米ドル = ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者による受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。受益証券購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

**(5)【投資制限】**

ファンドは、以下の投資制限に従う。

ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとする。

借入れは、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができる。ただし、合併等の特別事態により一時的に、かかる10%を超える場合にはこの限りではない。

管理会社の運用するすべての投資信託(ファンドおよび投資先ファンドを含む。)およびミューチュアル・ファンドの全体において、投資の結果、一発行会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合には、当該発行会社の株式に投資を行うことはできない。

(注)前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行うことはできない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがある。)(外国証券の取引に関する規則第16条)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合にはこの限りではない。

(注)前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資する。投資先ファンドの投資制限については、前記「(2)投資対象 投資先ファンドの投資制限」を参照のこと。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資し、よって分散投資を行わない。したがって、投資先ファンドに付随するリスクは、ファンドにとってのリスクでもある。

ファンドおよび投資先ファンドは、リスクの高いビジネスを行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によつてのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、ファンドおよび投資先ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するものを含むが、これらに限定されないリスクを伴う。以下の記載はすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

#### ファンドの主なリスクの概要

投資先ファンド受益証券を通じた豪ドル建ての債券への投資に関する為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、米ドルで表示される。ファンドは、豪ドル建ての債券に投資する投資先ファンド受益証券に、為替ヘッジなしで投資を行う。したがって、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、投資先ファンドの原通貨に換算した際、為替市場（具体的には、米ドル/豪ドルの為替レート）の変動による影響を受ける。

日本円から米ドル建て受益証券への投資に伴う為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、米ドルで表示される。したがって、投資者が当初、例えば日本円から投資した場合、受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、外国為替相場（具体的には、日本円/米ドルの為替レート）の変動によっては換金（買戻し）時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回ることがある。

損失リスク

ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。保証がないこと

ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者の損失という結果を招くことはないという保証はない。

最近に設立されたファンドであり、運用歴が限定的であること

ファンドは新規に設立されており、運用歴が限定的である。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

クローバック（払戻し）および未監査時のホールド・バック

ファンドが買い戻した受益証券の最終の受益証券1口当たり純資産価格を超過する金額の買戻代金を受益者が受領するという稀有な場合（一例を挙げると、監査完了前に金銭の配分が行われた等の理由による。）において、受託会社または管理会社は、当該買戻代金を受領した受益者から、ファンドが超過金額を取り戻せるだけの口数の当該受益者が保有するファンドの受益証券を、追加の支払をせずに買い戻すことができる。受益者が自らの保有する受益証券のすべての買戻しを受けた場合には、受託会社または管理会社は、超過支払金額を受益者から取り戻すことができる。

## 投資先ファンドの主なリスクの概要

以下のリスク要因の記載は、ファンドの受益証券への投資を通じた投資先ファンドへの投資にかかわるリスクを完全に説明することを意図するものではない。

### 金利変動リスク

金利変動により、投資先ファンドの純資産総額は変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が低下すれば債券の市場価格は上昇傾向となり、金利が上昇すれば債券の市場価格は下落傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きければ大きいほど金利変動による影響を大きく受ける（前記「2 投資方針（2）投資対象 投資先ファンドのデュレーション」を参照のこと。）。

### クレジット・リスク（信用リスク）

投資先ファンドが保有する証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動する。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト（債務不履行）リスク」と言われるものである。デフォルトが予想される局面となった場合には、証券価格は大きく下落する。投資適格債の場合には、デフォルト（債務不履行）に陥る可能性は低くなる。

### 市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または一般的な投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落することがある。

### 発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

### 流動性リスク

特定の投資対象の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。投資先ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、投資先ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資先ファンド、ひいてはファンドのリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、投資先ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、投資先ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。

### グローバル投資のリスク

投資先ファンドは、主としてオーストラリア内外の法主体の発行する豪ドル建て公募債券に投資し、場合によっては、ごく一部豪ドル以外の通貨建ての公社債（原則として可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行う。）に投資することがある。オーストラリア以外の国に住所地を置く発行体の公社債への投資は、オーストラリアに住所地を置く発行体の公社債への投資だけでは得られない

潜在的利益を提供する。同様の利益は豪ドル建て以外の公社債への投資からも享受し得る。かかる投資に適用される法律または規制の変更やオーストラリアの法主体には通常適用されない為替制限等の為替監督規制の変更等のその他の要因により、投資は影響を受けることがある。

#### 大量の資金流出入

投資先ファンドの受益証券に大量の買戻請求があった場合（ファンドの受益証券につき大量の買戻請求があり、これに伴いファンドが投資先ファンドに対して対応する大量の買戻請求を行った場合を含む。）に、投資先ファンドは、買戻資金の手当てをするためにその保有有価証券を大量に売却しなければならないことがある。その際に、市況動向や流動性の状況によっては保有証券を実勢の市場価格から乖離した価格で売却を強いられることがあり、その結果投資先ファンドの純資産総額および投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。

また、投資先ファンドの受益証券について大量の申込みがあった場合には、原則として、できる限り迅速に全面的に投資を行うよう努力を尽くすが、市場の流動性の観点において買付代金の投資が完了するまでに時間がかかる可能性がある。

#### 投資先ファンドのベンチマークに関するリスク

投資先ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックスをベンチマークとする。投資先ファンドのベンチマークは、オーストラリア債券市場の構成の変化や指数の改廃等によっては将来見直されることがある。また、投資先ファンドのベンチマークに対する一定の投資成果を保証するものではない。

#### ハイ・イールドリスク

投資先ファンドがハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資する場合、投資先ファンドは、かかる証券に投資しない投資信託に比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされることがある。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、投資先ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、投資先ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

#### デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、参照レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがある。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することが投資先ファンドの利益となる場合に、これを軽減するためにデリバティブ取引が行われるという保証はない。



## モーゲージ関連リスクおよびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により固定利付モーゲージ関連証券のデュレーションが延長される傾向にあるため、固定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有する法主体のボラティリティは大きくなることがある。これが延長リスクと呼ばれるものである。更に、調整可能モーゲージ関連証券および固定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないことになり、そのため、投資先ファンドのリターンが減少することがある。投資先ファンドは、その他のアセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また、資産の性質および当該資産の供給に関連する追加的なリスクにもさらされる。

## 通貨の非分散リスク

少数の発行体、産業または通貨への集中投資はリスクを高める。投資先ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがある。

## レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、投資先ファンドの投資規模を増大するかまたは取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

投資先ファンドは、投資目的で金銭を借り入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、投資先ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、投資先ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなることがある。これは、レバレッジにより、投資先ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引は、レバレッジをかけられていないとみなされることはない。

## マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

## 空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合、投資先ファンドは、空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じることのあるリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

### 異なるクラス間の債務

投資先ファンドは、個別の法主体ではない。内部的な会計の目的上、個別の勘定がクラス毎に設定され、当該クラスに帰属する投資先ファンドの資産がかかる勘定に配分され、また特に当該クラスに配分可能な投資先ファンドの債務が当該勘定から引き落とされる。あるクラスが倒産または終了する場合(すなわち、当該クラスの資産がその債務の弁済のために不十分である場合)、各クラスについて残存する金額のみならず、投資先ファンドのすべての資産が当該クラスの債務を弁済するために使用される。あるクラスに帰属する債務がかかるクラスに帰属する資産を上回る場合、他のいずれかのクラスの資産を分離することは不可能である。したがって、例えば1つのクラスの勘定について負債が発生し、債権者が当該負債について投資先ファンドに不利な判決を得た場合、投資先ファンドのあらゆる資産は、クラスにかかわらず、当該判決に応じるための引当てとなりうる。

投資先ファンド内の各クラスは、異なる時期に開始されることがあり、そのため、特定のクラスの開始時に、特定のクラスが関係する資産のプールに係る取引が既に開始されていることがある。

### 監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれる可能性もある。

### 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがあり、投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。更に、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびに投資先ファンドが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資先ファンドの投資運用会社は、進展を監視し、投資先ファンドをその投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資者は、ファンドへのすべてのまたはほとんどすべての投資金額を失う可能性がある。ファンドが、その目的を達成する保証はない。

前記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

## (2) リスクに対する管理体制

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容

易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を関係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

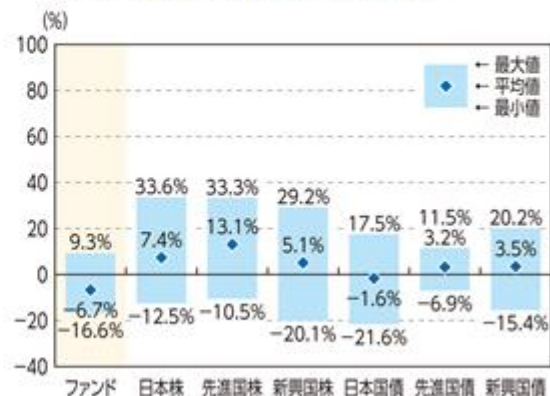
## &lt; 参考情報 &gt;

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

ファンドの課税前分配金再投資換算  
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移



ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの年間騰落率の比較



- ※ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格については、6頁の注記をご参照下さい。以下同じです。
- ※ 税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。以下同じです。
- ※ ファンドの運用開始日が平成24年8月3日であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、平成24年8月から平成27年6月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、平成25年8月から平成27年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。以下同じです。

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所が作成

- ※ 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。
- ※ ファンドについては平成25年8月から平成27年6月の、また、他の代表的な資産クラスについては平成22年7月から平成27年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。以下同じです。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス (米ドルベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の2%を上限とする申込手数料を課すことができる。

日本国内における申込手数料

申込価格の2.16%（税抜2.00%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

### (3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等は、合計で純資産総額の年率0.76%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。なお、後記の投資先ファンド受益証券に係る報酬等と合わせ、実質的には純資産総額の年率1.185%程度の報酬等を負担することとなる。

管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、合計でファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬は、それぞれ、信託証書に定める管理会社としての業務、保管契約に定めるファンド資産の保管業務および管理事務代行契約に定める管理事務代行業務の対価として、三菱UFJグローバル・カस्टディ・エス・エイに対し支払われる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬は、15,651.42米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産総額の年率0.01%（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）のファンドに関する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

前記の報酬に加え、受託会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づきファンドに関するその義務を履行するにあたり負担したすべての立替費用の払戻しを受ける。

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての業務の対価として、受託会社に支払われる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の受託報酬は、9,973.60米ドルであった。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

投資顧問報酬は、投資顧問契約に定める投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、15,640.81米ドルであった。

販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の販売報酬は、78,203.45米ドルであった。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、7,820.46米ドルであった。

#### (4)【その他の手数料等】

##### 設立費用

ファンドの設立および受益証券の当初発行にかかる費用は、ファンドから支払われ、5年の期間にわたり償却される。

平成27年2月28日に終了した会計年度中の設立費用は、43,388.80米ドルであった。

##### その他の運営費用

ファンドは、次の費用を負担する。

- (イ) ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- (ロ) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (ハ) 登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (ニ) 代行協会員の合理的な額の実費。
- (ホ) 受益者の利益のための業務執行中に受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- (ヘ) その他、次の費用を含む管理費用。
  - ・ 受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。
  - ・ ファンドまたは受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
  - ・ 前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
  - ・ 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し日本における販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷および配布する費用。
  - ・ 会計、記帳および毎日の純資産総額の計算に要する費用。
  - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
  - ・ 弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)。
  - ・ 日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他費用。
  - ・ 以上に類似し、管理会社がファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は、5年を超えない期間にわたり償却することができる。

平成27年2月28日に終了した会計年度中のその他の運営費用は、83,162.01米ドルであった。

投資先ファンド受益証券に係る投資先ファンドの報酬および費用

投資先ファンド受益証券に係る報酬等は、合計で投資先ファンド受益証券の純資産総額の年率0.425%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

(イ) 受託報酬

投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンド受益証券の純資産総額の年率0.01%（ただし、投資先ファンドのすべての受益証券クラスに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の投資先ファンドに関する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

前記の報酬に加え、投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンドの資産から、投資先ファンドの信託証書に基づき投資先ファンドに関するその義務を履行するにあたり負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

(ロ) 投資運用報酬

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンド受益証券の純資産総額の年率0.415%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

(ハ) 設立費用

投資先ファンドの設立および受益証券の当初発行にかかる費用は、投資先ファンドから支払われ、5年の期間にわたり償却される。

(ニ) その他の運営費用

投資先ファンドは、次の費用を負担する。

- ( ) 投資先ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- ( ) 投資先ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- ( ) 投資先ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- ( ) 投資先ファンドの受益者の利益のための業務執行中に投資先ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- ( ) その他、次の費用を含む管理費用。
  - ・投資先ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。
  - ・投資先ファンドまたは投資先ファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含む投資先ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
  - ・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む投資先ファンドの受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
  - ・会計、記帳および毎日の純資産総額の計算に要する費用。
  - ・投資先ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
  - ・弁護士および監査人の報酬。
  - ・日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、投資先ファンドの管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
  - ・以上に類似し、投資先ファンドの管理会社が投資先ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。投資先ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、投資先ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、5年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額および上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

## (5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

他の金融商品への投資の場合と同様、ファンドへの投資時点において適用ある税務上の地位または予定された税務上の地位が、永続するとの保証はない。以下は、日本およびケイマン諸島における現在の法律および慣行に基づき記載されており、したがって、変更される場合がある。

## 日本

平成27年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。なお、益金不算入の適用は認められない。



- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である(注:平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により前記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。ケイマン諸島は、ファンドに関連して受託会社に対してまたは受託会社によりなされる支払に適用あるいかなる国との二重課税防止条約の当事者でもない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル(約74,695円)である。信託証書につき、50米ドル(約6,123円)の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル(約52万2,617円)である。

## ケイマン諸島金融機関報告制度および米国外国口座税務コンプライアンス法

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、2つの政府間協定(米国および英国それぞれを相手方とする協定)に調印している。米国との間では、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)の自動的税務情報交換要件を施行する(非互恵的)政府間協定(以下「US IGA」という。)のモデル1(b)が調印されており、英国との間では、英国税が課せられる個人および事業主体に関する課税情報の自動的交換に関して、同様の政府間協定(以下「UK IGA」といい、US IGAとあわせて、「IGA」という。)が調印されている。

IGAを施行するケイマン諸島の規則(US IGAについていう場合は、「ケイマン米国規則」、UK IGAについていう場合は、「ケイマン英国規則」、両方についていう場合には「本規則」という。)は、平成26年7月4日付で発布された。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、(ケイマン諸島税務情報局の検討下におかれ定期的に改訂される)IGAの適用に関する指針(以下「IGAの適用に関する指針」という。)を公表した。US IGAでは、ケイマン米国規則(および同規則を介してUS IGAおよびIGAの適用に関する指針)を遵守するケイマン諸島の金融機関(以下「FI」という。)は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しないことを定めている。対象となる事業主体が本規則の遵守を怠ることは、犯罪であり、当該事業主体は、陪審によらない有罪判決によって罰金に処せられ、場合によっては、当該事業主体の経営者が定期懲役の対象になることがある。事業主体の取締役、

ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他同様の役員、ならびに当該事業主体の支配権を有する者は、問題の行動が当該者の同意または黙認によって行われたもの、または怠慢によるものである場合、起訴されることがある。

本規則は、F Iを「報告F I」または「報告外F I」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのF Iは、報告外F Iとしての適格要件を満たさない限り、報告F Iとなる。報告外F Iの分類は、関連するI G Aの別紙2を相互参照することにより、本規則において定義されている。

F A T C Aに関連して、ケイマン米国規則に従い、報告F Iは、とりわけ( )米国内国歳入庁(以下「I R S」という。)との間で「外国金融機関(F F I)契約」を締結することを義務付けられず、( )I D番号(Global Intermediary Identification Number)を取得するためにI R Sに登録することを義務付けられ、( )口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、( )ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をI R Sとの間で自動的に交換する。報告外F Iは、かかる要件を課せられない。報告F Iおよび報告外F Iはいずれも、F A T C Aの源泉徴収税の課税(現行税率30%)を免除されるために、米国の納税申告用紙にF A T C Aの状況について身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要な場合がある。U S I G Aの条項に従い、受託会社が「重大な違反(significant non-compliance)」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)とみなされない限り、サブ・ファンドの受託者として受託会社に対して行われる支払に対してF A T C A源泉徴収税は課されない。ケイマン米国規則では、受託会社によるF A T C Aその他の口座に関する口座保有者への支払に対して、受託会社は源泉徴収を義務付けられていない。

ケイマン英国規則は、ケイマン米国規則と同様の要件を課しているため、ファンドの受託者としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。U K I G Aに関連する源泉徴収税制度および英国歳入関税庁に登録するための報告F Iの要件はない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的政府間協定」という。)を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、サブ・ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- ( ) 受託会社(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- ( ) ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- ( ) 受託会社(またはその代理人)は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- ( ) 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。

- ( ) 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはサブ・ファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- ( ) US IGA、UK IGA、追加的政府間協定もしくは本規則のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

### その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成27年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	10,982,428.42	97.80
現金・その他の資産(負債控除後)		246,932.37	2.20
合計 (純資産総額)		11,229,360.79 (約1,375百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年6月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	数量(口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	UBS AUD BOND INCOME	ケイマン諸島	投資信託	1,265,490	10.44	13,211,845.61	8.68	10,982,428.42	97.80

&lt;参考情報&gt;

## 投資先ファンドの組入上位銘柄

(平成27年6月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	Queensland Treasury Corp	オーストラリア	州債	6.00	2022年7月21日	5.25
2	Westpac Banking Corp	オーストラリア	社債	7.25	2020年2月11日	2.88
3	Export Finance & Insurance Corp	オーストラリア	社債	6.00	2020年11月12日	2.84
4	Australia Government Bond	オーストラリア	国債	4.50	2033年4月21日	2.81
5	Caltex Australia Ltd	オーストラリア	社債	7.25	2018年11月23日	2.77
6	Landwirtschaftliche Rentenbank	ドイツ	社債	5.50	2020年3月9日	2.75
7	KFW	ドイツ	社債	6.25	2018年2月23日	2.71
8	Australian Capital Territory	オーストラリア	地方債	5.50	2018年6月7日	2.70
9	Woolworths Ltd	オーストラリア	社債	6.00	2019年3月21日	2.69
10	QPH Finance Co Pty Ltd	オーストラリア	社債	5.75	2020年7月29日	2.67

(注) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

## 【投資不動産物件】

該当事項なし(平成27年6月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成27年6月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

## 【純資産の推移】

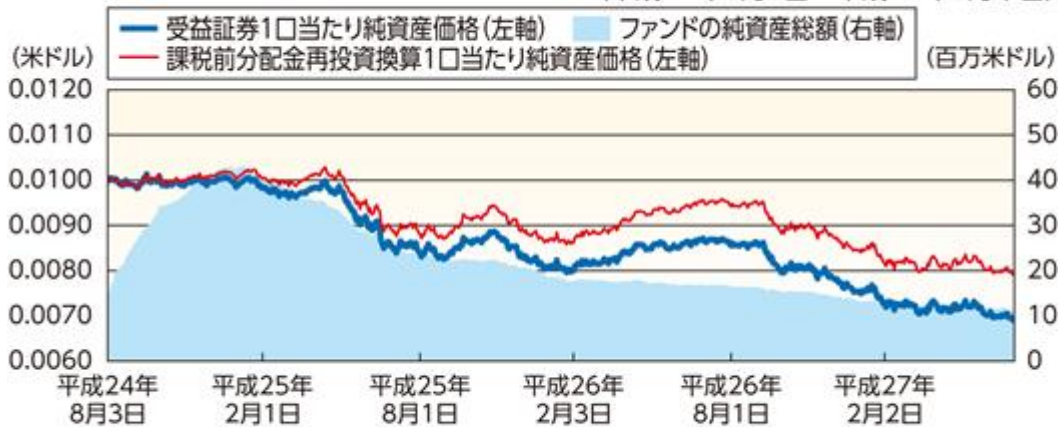
平成27年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記会計年度末についてのファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は、以下のとおりである。

	純資産総額		受益証券1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成25年2月末日)	37,944,618.22	4,646,318,501	0.009740	1.1927
第2会計年度末 (平成26年2月末日)	17,819,853.69	2,182,041,084	0.008169	1.0003
第3会計年度末 (平成27年2月末日)	12,390,108.50	1,517,168,786	0.007256	0.8885
平成26年7月末日	16,507,823.21	2,021,382,952	0.008579	1.0505
8月末日	16,429,341.10	2,011,772,818	0.008634	1.0572
9月末日	15,370,755.01	1,882,148,951	0.008016	0.9816
10月末日	15,260,848.06	1,868,690,845	0.008076	0.9889
11月末日	14,222,587.27	1,741,555,811	0.007816	0.9571
12月末日	13,203,993.62	1,616,829,019	0.007539	0.9232
平成27年1月末日	12,677,245.39	1,552,328,698	0.007274	0.8907
2月末日	12,390,108.50	1,517,168,786	0.007256	0.8885
3月末日	12,040,174.40	1,474,319,355	0.007128	0.8728
4月末日	12,379,809.92	1,515,907,725	0.007336	0.8983
5月末日	11,720,155.52	1,435,133,043	0.007014	0.8589
6月末日	11,229,360.79	1,375,035,229	0.006935	0.8492

&lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成24年8月3日～平成27年6月末日)



(注) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は受益証券の公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じである。

### 【分配の推移】

下記会計年度中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	0.000252	0.0309
第2会計年度	0.000468	0.0573
第3会計年度	0.000360	0.0441

&lt; 参考情報 &gt;

### 分配の推移

(単位:米ドル、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度	0.000252
第2会計年度	0.000468
第3会計年度	0.000360
平成27年 2月	0.000030
3月	0.000030
4月	0.000020
5月	0.000020
6月	0.000020
直近1年累計	0.000330
設定来累計	0.001170



## 【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	-0.08%
第2会計年度	-11.32%
第3会計年度	-6.77%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

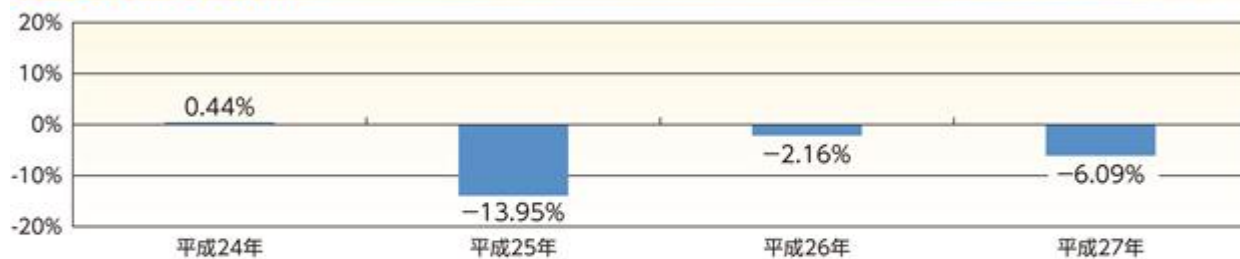
a = 上記会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(ただし、第1会計年度の場合、当初発行価格(0.01米ドル))

## &lt;参考情報&gt;

## 年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算受益証券1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算受益証券1口当たり純資産価格(ただし、平成24年の場合は当初発行価格(0.01米ドル))

(注2) 平成24年は8月3日(運用開始日)から12月末日までの収益率である。平成27年は1月1日から6月末日までの収益率である。

(注3) ファンドに、ベンチマークはない。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

なお、括弧内の数値は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	4,577,130,417 (4,577,130,417)	681,453,245 (681,453,245)	3,895,677,172 (3,895,677,172)
第2会計年度	260,037,662 (260,037,662)	1,974,330,987 (1,974,330,987)	2,181,383,847 (2,181,383,847)
第3会計年度	171,542,601 (171,542,601)	645,364,474 (645,364,474)	1,707,561,974 (1,707,561,974)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 海外における販売

##### 受益証券の募集

管理会社は、単一のクラスの受益証券の募集を行う。

受益証券の参照通貨は米ドルであり、受益証券の販売、買戻しおよび評価は、米ドル建てで行われ、また、受益証券は米ドル建てである。

受益証券の取得申込みに関する受益証券1口当たり発行価格は、管理会社が午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買付の申込みを受領した場合、当該申込みが受け付けられた営業日における受益証券1口当たり純資産価格である。

受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時（または管理会社の決定するその他の時間）現在において米ドル建てで計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、小数第6位未満を四捨五入して計算される。

受益証券については、日本における販売会社のために発行価格の2%を上限とする販売手数料が課せられる。販売手数料は、受益証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

##### 投資手続

受益証券を購入するため、適格投資家は、英文目論見書別紙Bに記載される様式（以下「買付申込書」という。）または管理会社および日本における販売会社が随時合意する様式の買付申込みを提出し、同書に記載された受益証券の買付金額にかかる資金を送金しなければならない。

管理事務代行会社の責任の一環として、マネー・ロンダリングを防止するために、管理事務代行会社または日本における販売会社は、受益証券を申込み個人または法人の詳細な身元確認を要求することができる。

例えば、会社は、設立（および名称変更）証明書の謄本、定款（またはこれに代わるもの）、全取締役の名前、役職、生年月日ならびに居住する住所および事業上の住所を要求されることがある。

管理事務代行会社または日本における販売会社は、申込人の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込人が確認目的で要求される情報の提供をせず、またはこれを遅滞した場合、管理事務代行会社および日本における販売会社は、申込みおよびこれに関する申込金の受諾を拒絶することができる（後記「マネーロンダリング防止手続」を参照のこと。）。

##### 受益証券の発行

受益証券は、各営業日に、管理会社により発行される。ただし、管理会社はその裁量により一時的にかかる発行を停止する権利を有する。1口未満の受益証券は発行されない。

管理会社は、記名式でのみ受益証券を発行する。

確認書は、買付代金の支払日からルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、管理会社から受益者または受益者の銀行に対して郵送される。

買付代金の支払は、管理事務代行会社（同社は、受領した資金を保管会社に移転する。）の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算して5営業日以内に、米ドル貨で行うものとする。

ファンドの最低申込金額は1,000米ドル（または日本における販売会社が定めるその他の金額）である。かかる申込みは、0.01米ドル（または日本における販売会社が定めるその他の金額）単位で行われる。

日本国外に居住する投資者による受益証券の発行申込みは、管理会社の事務所において受け付けられる。ただし、かかる申込みは、当該日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに受領されなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）より後に受領された申込みは、翌営業日に受け付けられたものとみなされる。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができる。管理会社はまた、全受益者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要である場合には、特定の者または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。更に、管理会社は、(a) 受益証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでも受益証券を買い戻すことができる。

受益証券は、アメリカ合衆国1933年証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、またファンドは、アメリカ合衆国1940年投資会社法(以下「米国投資会社法」という。)に基づき登録されていない。受益証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)、その領土もしくは属領において、または米国証券法および米国投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得て、適格性を有する米国の機関を除く米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSに定義される。)に対して募集、販売、移転または交付することができない。受益証券または受益証券上の権利は、他の米国人により実質的に所有されることができない。米国人に対する受益証券の販売および移転は制限されており、管理会社が米国証券法および米国投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は、米国人が保有する受益証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。

#### 適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および/もしくはEUにおいて、または米国および/もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人または法人であって、米国証券法のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記別紙B「レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。

自然人であって、米国市民または「外国人居住者」(その時点において有効な米国所得税法に定められる。)。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード(いわゆる「グリーン・カード」)を保有している者。

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得されないこと、またはいかなる時点においても保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受益証券は、直接的または間接的に、EU内において、またはEUの市民もしくは居住者に対して募集または販売することができない。信託証書上、受益証券の取得および/または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的また

は間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、以下の28か国により構成されるものと定義されている。すなわち、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国(以下「EU加盟国」と総称する。)である。

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。

自然人以外の者であって、(イ) いずれかのEU加盟国においてもしくはいずれかのEU加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および/または一EU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) EU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記 に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得が一EU加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得されないこと、またはいかなる時点においても保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社または日本における販売会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、非米国人・非欧州人のうち、( )適用ある法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または( )( )に定める者のためのカストディアン、ノミニー、受託者を除く者をいう。

## マネーロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、受益者（すなわち申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を受益者（すなわち申込者または譲受人）に要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2015年改訂）（随時修正および改正される。）または適用ある他の法律に基づき例外が適用され完全なデュー・ディリジェンスが義務付けられないことがあることに受託会社が納得することがあるという特定の場合を除く。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令への違反となる疑義があるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社が該当する法域におけるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法（2014年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2015年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

## (2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の募集が行われる。かかる募集の取扱いのため、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。申込金額は、米ドル貨で支払われる。

取得申込みに関する発行価格は、海外約定日における受益証券1口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、前記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、原則として、営業日の午後3時（日本時間）まで、受益証券の取得の申込みをすることができる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

受益証券は、各営業日に、管理会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。販売取扱会社は、日本の投資者から受領した取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに、日本の投資者によりなされた取得申込みを管理会社に取り次ぐ。

申込単位は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位である。

日本国内における取得申込みについては、発行価格（申込価格）の2.16%（税抜2.00%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が前記発行価格に加算される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

受益者は、毎営業日において、受益証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は、管理会社に対して直接、または日本における販売会社を通じて、英文目論見書に記載される様式（以下「買戻し通知」という。）または管理会社が随時同意する様式により、書面で行われなければならない。受益証券1口当たり買戻し価格は、管理会社が午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買戻し請求を受領した場合、当該請求が受け付けられた営業日における受益証券1口当たり純資産価格である。午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受け付けられたものとみなされる。買戻し手数料は課されない。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、いったん提出した買戻し通知を取り消すことができない。

買戻しの最低口数は、1口（または管理会社が随時定めるその他の口数）以上1口（または管理会社が随時定めるその他の口数）単位である。

管理会社は、通常の場合、受益証券の買戻しを受益者による買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保する。

買戻し代金は、買戻日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格に応じ、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もある。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が管理会社により受諾された日から起算して、通常、5営業日目までに保管会社またはその代理人により、米ドルで行われる。

受託会社、管理会社、保管会社または管理事務代行会社（場合による。）は、ある受益者に対して買戻し代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止法の違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社、保管会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻し代金の支払の拒絶が必要である場合、その絶対的な裁量により、当該受益者に対する買戻し代金の支払を拒絶することができる。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことができない。

### 受益証券の強制的買戻し

管理会社は、受託会社と協議の上、適切と判断する書面による通知を行った上で、理由の如何にかかわらず、いつでもその単独の裁量に基づき、買戻しが行われていない受益証券の全部または一部を受益証券1口当たり純資産価格または受託会社が当該日に決定するその他の価格で買い戻すことができる。

前記の一般性を損なうことなく、管理会社、管理事務代行会社、日本における販売会社または受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。

ある者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担することのない納税義務または何らかの不利益を被る場合における、当該違反者

適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者

ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担することのない納税義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利益を被ると管理会社が判断する状況にある者

## (2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各営業日に、海外約定日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

日本の投資者は、以下の制限に従い、各営業日の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻し請求は1口以上1口単位で行わなければならない。日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)までに買戻し請求を管理会社に取り次ぐものとする。

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に従い、通常、国内約定日から起算して4国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻し手数料は課されない。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日現在において、米ドルで計算される。純資産総額は、信託証券の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (イ) すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
  - (ロ) すべての投資対象（信託証券において定義される。）
  - (ハ) すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- (ニ) 受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- (ホ) 受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- (イ) すべての為替手形、手形および買掛金
- (ロ) 日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用（信託証券において定義される。）
- (ハ) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金（信託証券において定義される。）を含むがこれらに限定されないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、ファンドの資産とみなされる。

ファンドの資産は、概ね、ファンドによる投資先ファンドへの投資によってのみ構成される。

投資先ファンドの資産の価値は、原則として、以下のとおり決定される。

- (イ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価される。
  - (ロ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常取引慣行に基づき評価される。
  - (ハ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、投資先ファンドの管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、投資先ファンドの管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (ニ) 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- (ホ) 未上場有価証券は、投資先ファンドの投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資先ファンドの投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (ヘ) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、



当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式な決済価格を参照して評価される。

(ト) 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)

(チ) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または投資先ファンドの管理会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると投資先ファンドの管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

不誠実または明白な誤りの場合を除き、投資先ファンドの管理会社または投資先ファンドの投資運用会社(適用ある場合)の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての投資先ファンドの受益者を拘束する。

受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を関連する営業日における発行済受益証券の総口数で除することにより計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、小数第6位未満を四捨五入して計算される。

ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、投資先ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、ファンドの純資産総額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。

#### 受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

(イ) 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、またはかかる取引所において取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ) 緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間

(ハ) ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、もしくは前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が故障している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

(ニ) いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

(ホ) 管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他の業務提供者に適用あるマネーロンダリング防止規制を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

(ヘ) 投資先ファンド受益証券の1口当たり純資産価格の決定ならびに/または投資先ファンド受益証券の発行および/もしくは買戻しが、投資先ファンドにより停止されている期間

#### 投資先ファンド受益証券の発行・買戻しの停止

投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または投資先ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しは、投資先ファンドの管理会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(イ) 通常の休日および週末以外に、投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、またはかかる取引所において取引が制限もしくは停止されている期間

- (ロ) 緊急事態または投資先ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、または投資先ファンドの受益者に重大な不利益を生じると投資先ファンドの管理会社が判断する事態が継続している期間
- (ハ) 投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、もしくは前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が故障している期間、または、その他の何らかの理由により投資先ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- (ニ) いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと投資先ファンドの管理会社が判断する期間
- (ホ) 投資先ファンドの管理会社が、投資先ファンドの受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、または投資先ファンドのその他の業務提供者に適用あるマネーロンダリング防止規制を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

## (2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の投資者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の投資者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

## (3) 【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、平成32年7月31日に終了する。ただし、後記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

## (4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年2月末日である。

## (5) 【その他】

ファンドの解散

平成32年7月31日より前に以下のいずれかの事由が発生した場合、ファンドは終了することがある。

- (イ) ファンドの受益者によりファンドを終了する旨の特別決議が可決された場合
- (ロ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる承認が取り消され、または不利に変更された場合
- (ハ) 受託会社と協議の上、管理会社が、その独自の裁量により、ファンドの継続が現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると決定した場合
- (ニ) 受託会社が辞任しまたは解任された場合において、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

ファンドはまた、投資先ファンドが終了した場合、または投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドの特別決議が可決された場合にも、終了することがある。これらの状況においてファンドの終了が選択される場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、すべての発行済受益証券を当該時点の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻す。

### 投資先ファンドの終了

投資先ファンドは、平成22年8月4日(設定日)から運用を開始し、投資先ファンドの管理会社が投資先ファンドの受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、平成32年7月31日に終了する。平成32年7月31日より前に、いずれかの投資先ファンドの営業日における投資先ファンドの純資産総額が4,000万豪ドルを下回った場合、または、投資先ファンドの受益者

により投資先ファンドの受益者集会の特別決議が可決された場合、投資先ファンドの管理会社は、その裁量により、投資先ファンドを終了することができる。また、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受託会社の同意を得て、投資先ファンドの信託証書の規定に従いいつでも投資先ファンドを終了することができる。投資先ファンドの終了が選択される場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者に対して終了を通知し、投資先ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することができる。

- (イ) 投資先ファンドの受益者により投資先ファンドを終了する旨の特別決議が可決された場合
- (ロ) 投資先ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる承認が取り消され、または不利に変更された場合
- (ハ) 投資先ファンドの受託会社と協議の上、投資先ファンドの管理会社が、その独自の裁量により、投資先ファンドの継続が現実的でなく、望ましくなく、または投資先ファンドの受益者の利益に反すると決定した場合
- (ニ) 投資先ファンドの受託会社が辞任しまたは解任された場合において、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

#### 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、信託証書に補足証書を付することにより、あらゆる目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書において別途規定される場合を除き、かかる改正、変更もしくは追加は、適式に招集され開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われぬ。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は要求されない。

- (イ) ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島の法律のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (ロ) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (ハ) ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (ニ) 会計年度開始日もしくは終了日、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (ホ) その他の計算期間の開始日もしくは終了日、またはかかる計算期間に関連する分配日(中間計算期間または中間分配日を含む。)を変更するために必要な場合
- (ヘ) 受益者および潜在受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被るものではないと管理会社および受託会社が合意する変更を行うために必要な場合
- (ト) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (チ) 管理会社または受託会社が解任され、または辞任を希望しもしくは辞任したときに管理会社または受託会社を変更するために必要な場合
- (リ) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (ヌ) CIMA、ミューチュアル・ファンド法またはファンドを随時規律するその他の法令もしくは規則の要件を反映または遵守するために必要な場合

#### ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社および受託会社が決定する場合、管理会社および受託会社は、( )当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、また、管理会社および受託会社がその義務を適法に免除され、かつ、ファンドまたは受益者に重大な課税をもたらす結果とならないこと、( )管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および( )受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の同意を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続

### 保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

### 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に効力を生じる。

### 投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は、以下のとおりである。

#### (イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

(ハ) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(二) 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%以上の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において、挙手による決議に関しては決議に参加した受益者の4分の3以上の多数により可決され、もしくは投票による決議が適式に要求された場合には、当該投票において行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決される。

ファンドの重大な変更に関する承認およびファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および/または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は後記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成27年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=122.45円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【2015年2月28日終了年度】

## 【貸借対照表】

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
純資産計算書  
2015年2月28日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価(注2)	14,145,568.84	1,732,125
未実現評価損	(2,077,260.48)	(254,361)
投資有価証券時価評価額(注2)	12,068,308.36	1,477,764
銀行預金	128,824.55	15,775
未収配当金および未収利息(注2)	92.86	11
設立費用(注2)	122,192.03	14,962
投資有価証券売却未収金	124,687.58	15,268
受益証券発行未収金	48,942.88	5,993
為替予約契約にかかる未実現評価益(注2)(注12)	1,169.22	143
	12,494,217.48	1,529,917
負債		
未払費用(注3)	(34,448.51)	(4,218)
受益証券買戻未払金	(69,660.47)	(8,530)
	(104,108.98)	(12,748)
純資産総額	12,390,108.50	1,517,169
発行済受益証券口数	1,707,561,974口	
受益証券1口当たり純資産価格	0.007256	0.8885円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。



## 【損益計算書】

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
運用計算書  
2015年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
収益		
銀行預金利息（注2）	1,681.65	206
	1,681.65	206
費用		
管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および 保管報酬（注5）	(13,775.55)	(1,687)
代行協会員報酬（注8）	(7,820.46)	(958)
設立費用償却（注2）	(43,388.80)	(5,313)
監査報酬	(14,756.58)	(1,807)
販売報酬（注9）	(78,203.45)	(9,576)
投資顧問報酬（注7）	(15,640.81)	(1,915)
その他の費用（注10）	(67,423.85)	(8,256)
副保管費用	(981.58)	(120)
副管理報酬（注6）	(1,875.87)	(230)
受託報酬（注4）	(9,973.60)	(1,221)
	(253,840.55)	(31,083)
投資純損失	(252,158.90)	(30,877)
投資にかかる実現純利益（注2）	425,401.79	52,090
為替予約契約にかかる実現純損失（注2）	(880,234.60)	(107,785)
当期実現純損失	(454,832.81)	(55,694)
以下にかかる未実現純評価（損）益の変動		
- 投資	(176,339.12)	(21,593)
- 為替予約契約（注2）	1,169.22	143
- その他の資産および負債の為替換算（注2）	(1,824.46)	(223)
	(176,994.36)	(21,673)
運用による純資産の純減少	(883,986.07)	(108,244)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
純資産変動計算書

	2015年2月28日終了年度		2014年2月28日終了年度		2012年8月3日(運用開始日) から2013年2月28日までの期間	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	17,819,853.69	2,182,041	37,944,618.22	4,646,319	-	-
投資純損失	(252,158.90)	(30,877)	(332,994.53)	(40,775)	(185,627.94)	(22,730)
投資にかかる実現純(損)益 (注2)	425,401.79	52,090	(1,041,791.44)	(127,567)	3,095.91	379
為替予約契約にかかる 実現純(損)益(注2)	(880,234.60)	(107,785)	19,966.43	2,445	23,922.82	2,929
	(454,832.81)	(55,694)	(1,021,825.01)	(125,122)	27,018.73	3,308
以下にかかる未実現純評価 (損)益の変動						
- 投資	(176,339.12)	(21,593)	(2,072,805.87)	(253,815)	171,884.51	21,047
- 為替予約契約(注2)	1,169.22	143	3,148.01	385	(3,148.01)	(385)
- その他の資産および負債の 為替換算(注2)	(1,824.46)	(223)	(6,806.96)	(834)	6,871.49	841
	(176,994.36)	(21,673)	(2,076,464.82)	(254,263)	175,607.99	21,503
受益証券の発行	1,402,539.39	171,741	2,401,360.35	294,047	45,647,926.73	5,589,589
受益証券の買戻し	(5,260,082.78)	(644,097)	(17,771,545.46)	(2,176,126)	(6,746,459.22)	(826,104)
分配金(注13)	(688,215.73)	(84,272)	(1,323,295.06)	(162,037)	(973,848.07)	(119,248)
	(4,545,759.12)	(556,628)	(16,693,480.17)	(2,044,117)	37,927,619.44	4,644,237
期末現在純資産	12,390,108.50	1,517,169	17,819,853.69	2,182,041	37,944,618.22	4,646,319

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
受益証券口数の変動(未監査)

	2015年2月28日 終了年度	2014年2月28日 終了年度	2012年8月3日(運用開始日) から2013年2月28日までの期間
期首現在発行済受益証券口数	2,181,383,847	3,895,677,172	-
発行受益証券口数	171,542,601	260,037,662	4,577,130,417
買戻受益証券口数	(645,364,474)	(1,974,330,987)	(681,453,245)
期末現在発行済受益証券口数	1,707,561,974	2,181,383,847	3,895,677,172

統計情報(未監査)

期末現在受益証券1口当たり純資産価格(米ドルで表示)	0.007256	0.008169	0.00974
純資産総額(米ドルで表示)	12,390,108.50	17,819,853.69	37,944,618.22

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
財務書類に対する注記

注1．概要

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき、エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)と三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の間で締結された2011年6月17日付信託証書(随時補完または改訂済。以下「信託証書」という。)により設立されたオープン・エンド型免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2012年6月26日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録された。

ファンドは、UBS 豪ドル・ボンド・インカム(以下「投資先ファンド」という。)のフィーダー・ファンドである。投資先ファンドの投資目的および投資戦略は、中長期的に安定したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなるリターンを目指すことにある。

かかる投資目的の達成を追求するため、投資先ファンドは、主として、豪ドル建ての投資適格公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、ABS(アセット・バック証券)およびMBS(モーゲージ証券)を含む。)等に分散投資を行う。

投資先ファンドの財務書類は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

注2．重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

投資有価証券の評価

ファンドは、資産のほぼすべてをUBS 豪ドル・ボンド・インカムのクラスT受益証券(以下「投資先ファンド」という。)に投資する。投資先ファンドのすべての投資有価証券は、評価日の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいて公正価値で評価される。

投資先ファンドの資産額は以下の通り決定される。

- ( ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた額で評価される。
- ( ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- ( ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、投資先ファンドの管理会社が、かかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、投資先ファンドの管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- ( ) 証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引されている投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- ( ) 未上場有価証券は、投資先ファンドの投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- ( ) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。

- ( ) 利付有価証券に発生する一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)
- ( ) 上記の評価方法にもかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または投資先ファンドの管理会社がいずれの評価も実行可能または適切ではないと考える場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社と協議の上で、かかる状況において適切であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

#### 有価証券の売却にかかる実現純損益

有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づき計算される。

#### 為替換算

本財務書類は、米ドルで表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、組入投資有価証券の評価額およびその他の資産または負債は、本報告書の日付現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

2015年2月28日現在の適用ある為替レートは、以下のとおりである。

1米ドル = 1.277547 豪ドル

1米ドル = 119.545000 日本円

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、年度末の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の結果は、運用計算書に含まれている。

#### 投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

#### 設立費用

設立費用は、5年までの期間にわたり償却される。

#### 収益の認識および取引

投資収益は、発生基準で計上される。投資有価証券取引は、取引日に計上される。投資有価証券の売却により生じる損益は、加重平均原価法を用いて決定される。

#### 為替予約契約の評価

為替予約契約は、契約の残存期間に適用される先渡為替レートを参照することにより期末日現在で評価される。未決済の為替予約契約にかかる未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差異として計算される。当該契約にかかる未実現評価損益は、純資産計算書に開示されている。

#### 税金

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)第81項に準拠して、ファンドの設立後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定をケイマン諸島内閣長官から受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

一定の配当収益およびファンドにより実現される一定のキャピタル・ゲイン収益には、発生地課税主義により法人税または源泉税が課されることがある。

## 注3．未払費用

米ドル建 オーストラリア債券オープン  
毎月分配型

米ドル

管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および 保管報酬(注5)	1,602.65
代行協会員報酬(注8)	1,010.65
販売報酬(注9)	10,104.88
投資顧問報酬(注7)	2,090.72
その他の報酬(注10)	4,574.35
専門家報酬	13,045.60
副管理報酬(注6)	428.62
受託報酬(注4)	1,591.04
合計	34,448.51

## 注4．受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産総額の年率0.01%(ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)のファンドに関する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注5．管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に支払われる報酬は、2014年7月21日までは、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.10%であった。管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に支払われる報酬は、2014年7月21日以降は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.079%であった。

## 注6．副管理報酬

副管理会社は、2014年7月21日以降、ファンドの平均純資産総額の年率0.021%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

## 注7．投資顧問報酬

投資顧問会社に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.10%である。

## 注8．代行協会員報酬

代行協会員に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.05%である。

## 注9．販売報酬

販売会社は、ファンドの純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の月次平均純資産総額に基づき計算され、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注10．その他の報酬

その他の報酬は、合計で67,423.85米ドルとなり、その内訳は以下の通りである。

	米ドル
ケイマン年次手数料	6,343.90
弁護士報酬	25,681.49
立替費用	1,787.93
印刷費用	33,504.80
報告書作成費用	105.73
合計	67,423.85

## 注11．組入投資有価証券の変動

2015年2月28日終了年度の組入投資有価証券の詳細な変動表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所において請求することにより無料で入手できる。

## 注12．為替予約契約にかかる未実現損益

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
2015年2月25日	2015年3月3日	豪ドル	126,836.75	米ドル	100,000.00	(98,831.20)	1,168.80	三菱UFJグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2015年2月24日	2015年3月6日	米ドル	407.67	日本円	48,600	407.94	0.27	三菱UFJグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2015年2月24日	2015年3月6日	豪ドル	522.98	米ドル	407.66	(407.51)	0.15	三菱UFJグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
合計							1,169.22	

2015年2月28日現在、これらの契約にかかる未実現評価益は1,169.22米ドルであり、純資産計算書に開示されている。

## 注13. 支払分配金

## 分配金

管理会社は、その裁量において、分配金を宣言することができる。

分配金は、以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計金額	通貨
2014年3月18日	2014年3月24日	0.000030	63,372.84	米ドル
2014年4月22日	2014年4月28日	0.000030	61,887.01	米ドル
2014年5月19日	2014年5月22日	0.000030	60,302.78	米ドル
2014年6月18日	2014年6月24日	0.000030	58,780.10	米ドル
2014年7月18日	2014年7月24日	0.000030	58,287.94	米ドル
2014年8月18日	2014年8月21日	0.000030	57,402.23	米ドル
2014年9月18日	2014年9月24日	0.000030	58,287.94	米ドル
2014年10月20日	2014年10月23日	0.000030	56,950.69	米ドル
2014年11月18日	2014年11月21日	0.000030	55,341.30	米ドル
2014年12月18日	2014年12月29日	0.000030	53,911.10	米ドル
2015年1月20日	2015年1月23日	0.000030	52,380.30	米ドル
2015年2月18日	2015年2月23日	0.000030	51,311.50	米ドル
		合計	688,215.73	



## 【投資有価証券明細表等】

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
 投資およびその他の純資産明細表  
 2015年2月28日現在  
 (米ドルで表示)

銘柄	通貨	口数	取得原価(注2)	時価(注2)	純資産比率%
投資信託					
ケイマン諸島					
UBS豪ドル・ボンド・インカム クラスT受益証券	豪ドル	1,351,490	14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
			14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
投資有価証券合計			14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
銀行預金				128,824.55	1.04%
その他の純資産				192,975.59	1.56%
純資産合計				12,390,108.50	100.00%

投資有価証券の地域別分類(未監査)  
 2015年2月28日現在

	純資産比率%
ケイマン諸島	97.40%
	97.40%

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

## STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2015

	USD
<hr/>	
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 2)	14,145,568.84
Unrealized depreciation	(2,077,260.48)
Investments in securities at fair value (note 2)	<u>12,068,308.36</u>
Cash at banks	128,824.55
Dividends and interest receivable (note 2)	92.86
Formation expenses (note 2)	122,192.03
Receivable for investments sold	124,687.58
Receivable for units subscribed	48,942.88
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 12)	1,169.22
	<u>12,494,217.48</u>
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 3)	(34,448.51)
Payable for units redeemed	(69,660.47)
	<u>(104,108.98)</u>
TOTAL NET ASSETS	12,390,108.50
UNITS OUTSTANDING	1,707,561,974
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.007256

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

STATEMENT OF OPERATIONS  
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2015

	USD
<hr/>	
INCOME	
Interest on bank account (note 2)	1,681.65
	<hr/> 1,681.65
EXPENSES	
Administration, management, transfer agent and custodian fees (note 5)	(13,775.55)
Agent company fees (note 8)	(7,820.46)
Amortization of formation expenses (note 2)	(43,388.80)
Audit fees	(14,756.58)
Distributor fees (note 9)	(78,203.45)
Investment advisory fees (note 7)	(15,640.81)
Other fees (note 10)	(67,423.85)
Sub-custodian fees	(981.58)
Sub-manager fees (note 6)	(1,875.87)
Trustee fees (note 4)	(9,973.60)
	<hr/> (253,840.55)
NET INVESTMENT (LOSS)	(252,158.90)
Net realized gain on investments (note 2)	425,401.79
Net realized (loss) on forward foreign exchange contracts (note 2)	(880,234.60)
NET REALIZED (LOSS) FOR THE YEAR	(454,832.81)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments	(176,339.12)
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	1,169.22
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(1,824.46)
	<hr/> (176,994.36)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(883,986.07)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

## STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014	Period from August 3, 2012 (commencement of operations) to February 28, 2013
	USD	USD	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	17,819,853.69	37,944,618.22	-
NET INVESTMENT (LOSS)	(252,158.90)	(332,994.53)	(185,627.94)
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	425,401.79	(1,041,791.44)	3,095.91
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts (note 2)	(880,234.60)	19,966.43	23,922.82
	(454,832.81)	(1,021,825.01)	27,018.73
Change in net unrealized appreciation/ (depreciation):			
- on investments	(176,339.12)	(2,072,805.87)	171,884.51
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	1,169.22	3,148.01	(3,148.01)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(1,824.46)	(6,806.96)	6,871.49
	(176,994.36)	(2,076,464.82)	175,607.99
Subscriptions	1,402,539.39	2,401,360.35	45,647,926.73
Redemptions	(5,260,082.78)	(17,771,545.46)	(6,746,459.22)
Dividends (note 13)	(688,215.73)	(1,323,295.06)	(973,848.07)
	(4,545,759.12)	(16,693,480.17)	37,927,619.44
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	12,390,108.50	17,819,853.69	37,944,618.22

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014	Period from August 3, 2012 (commencement of operations) to February 28, 2013
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	2,181,383,847	3,895,677,172	-
Number of units issued	171,542,601	260,037,662	4,577,130,417
Number of units redeemed	(645,364,474)	(1,974,330,987)	(681,453,245)
Number of units outstanding at the end of the year/period	1,707,561,974	2,181,383,847	3,895,677,172

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in USD)	0.007256	0.008169	0.009740
Total net assets (expressed in USD)	12,390,108.50	17,819,853.69	37,944,618.22

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 1 GENERAL

USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated 17 June 2011 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"). The Trust registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 26, 2012.

The Trust is a feeder of UBS AUD BOND INCOME (the "Master Fund"). The investment objective and strategy of the Master Fund is to seek return consisting of stable income and capital appreciation over the medium to long term.

In order to seek to achieve its objective, the Master Fund primarily invests, with diversification, in investment grade fixed-income securities, which are denominated in AUD, including government bonds, bonds issued by governmental organizations, semi-government (state) bonds, bonds issued by supranational organizations, corporate bonds, asset backed securities, and mortgage backed securities.

The financial statements of the Master Fund are available at the registered office of the Manager.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Valuation of the investments in securities

The Trust invests substantially all of its net assets in the UBS AUD Bond Income, Class T Units (the "Master Fund"). All investments in the Master Fund will be valued at fair value based on the Master Fund net asset value per share on the valuation date.

The value of the assets of the Master Fund are determined as follows:

(i) certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(ii) certificates of deposit acquired at a discount or premium shall be valued in accordance with the normal dealing practice therein;

(iii) the value of any pre paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the manager of the Master Fund is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the manager of the Master Fund may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iv) investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

(v) unlisted securities will be valued at fair market value as determined in good faith by the investment manager of the Master Fund taking into consideration as the investment manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(vi) derivative instruments which are dealt in or traded through a clearing firm or in an exchange or through a financial institution shall be valued by reference to the most recent official settlement price quoted by that clearing firm, exchange or financial institution;

(vii) all interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

(viii) notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Master Fund's manager, practicable or adequate, the Master Fund's manager shall be entitled in good faith to use such valuation method as the manager, in consultation with the investment manager of the Master Fund, considers fair in the circumstances.

Net realized gain/(loss) on sale of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the valuation of the securities in the portfolios and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing on the date of the report.

Applicable currency exchange rate as at February 28, 2015 is as follows:

1 USD =	1.277547	AUD
1 USD =	119.545000	JPY

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Resulting realized and unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of up to five years.

Income recognition and transactions

Income from investment is recorded on the accruals basis. Investment transactions are accounted for on the trade date. Gains or losses arising from the sale of investments are determined using the weighted average cost basis.



USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Value of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of net assets.

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN MONTHLY DIVIDEND TYPE USD
Administration, management, transfer agent and custodian fees (note 5)	1,602.65
Agent company fees (note 8)	1,010.65
Distributor fees (note 9)	10,104.88
Investment advisory fees (note 7)	2,090.72
Other fees (note 10)	4,574.35
Professional fees	13,045.60
Sub-manager fees (note 6)	428.62
Trustee fees (note 4)	1,591.04
TOTAL	<u>34,448.51</u>

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 4 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum for the Trust. Such fee shall accrue daily and be payable quarterly in arrears.

NOTE 5 ADMINISTRATION, MANAGEMENT, TRANSFER AGENT AND CUSTODIAN FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian, Administrator and Transfer Agent were 0.10% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter until July 21, 2014. The fees to be paid to the Manager, Custodian, Administrator and Transfer Agent were 0.079% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter as from July 21, 2014.

NOTE 6 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled since July 21, 2014 to receive a fee of 0.021% per annum of the average Net Asset Value of the Fund, calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NOTE 7 INVESTMENT ADVISORY FEES

The fees to be paid to the Investment adviser are 0.10% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter.

NOTE 8 AGENT COMPANY FEES

The fees to be paid to the Agent Company are 0.05% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter.

NOTE 9 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee at the rate of 0.50% p.a. of the Net Asset Value of the Trust. Such fee is calculated based on the average monthly Net Asset Value during the relevant quarter and accrues daily and is payable quarterly in arrears.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## NOTE 10 OTHER FEES

The other expenses represent a total amount of USD 67,423.85 which is split as follows:

	USD
Cayman annual fees	6,343.90
Legal expenses	25,681.49
Out of pocket expenses	1,787.93
Printing expenses	33,504.80
Reporting expenses	105.73
TOTAL	<u>67,423.85</u>

## NOTE 11 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended February 28, 2015 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

## NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
02/25/2015	03/03/2015	AUD	126,836.75	USD	100,000.00	(98,831.20)	1,168.80	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
02/24/2015	03/06/2015	USD	407.67	JPY	48,600	407.94	0.27	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
02/24/2015	03/06/2015	AUD	522.98	USD	407.66	(407.51)	0.15	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	<u>1,169.22</u>	

As at February 28, 2015, the unrealized appreciation on these contracts was USD 1,169.22 and is disclosed in the statement of net assets.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 13 DIVIDENDS DISTRIBUTED

Distribution

The Manager may declare dividends at its absolute discretion.

Dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/18/2014	03/24/2014	0.000030	63,372.84	USD
04/22/2014	04/28/2014	0.000030	61,887.01	USD
05/19/2014	05/22/2014	0.000030	60,302.78	USD
06/18/2014	06/24/2014	0.000030	58,780.10	USD
07/18/2014	07/24/2014	0.000030	58,287.94	USD
08/18/2014	08/21/2014	0.000030	57,402.23	USD
09/18/2014	09/24/2014	0.000030	58,287.94	USD
10/20/2014	10/23/2014	0.000030	56,950.69	USD
11/18/2014	11/21/2014	0.000030	55,341.30	USD
12/18/2014	12/29/2014	0.000030	53,911.10	USD
01/20/2015	01/23/2015	0.000030	52,380.30	USD
02/18/2015	02/23/2015	0.000030	51,311.50	USD
		TOTAL	688,215.73	

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS  
AS AT FEBRUARY 28, 2015 (expressed in USD)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
INVESTMENT FUND					
CAYMAN ISLANDS					
UBS AUD BOND INCOME CLASS T	AUD	1,351,490	14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
			14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			14,145,568.84	12,068,308.36	97.40%
CASH AT BANKS				128,824.55	1.04%
OTHER NET ASSETS				192,975.59	1.56%
TOTAL NET ASSETS				12,390,108.50	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPEGEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS  
AS AT FEBRUARY 28, 2015 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
CAYMAN ISLANDS	97.40%
	97.40%

## (2)【2014年2月28日終了年度】

## 【貸借対照表】

## 米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型

## 純資産計算書

2014年2月28日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価(注2)	19,417,522.77	2,377,676
未実現評価損	(1,900,921.36)	(232,768)
投資有価証券時価評価額(注2)	17,516,601.41	2,144,908
銀行預金	181,681.58	22,247
未収配当金および未収利息(注2)	143.49	18
設立費用(注2)	165,580.83	20,275
	17,864,007.31	2,187,448
負債		
未払費用(注3)	(44,153.62)	(5,407)
	(44,153.62)	(5,407)
純資産総額	17,819,853.69	2,182,041
発行済受益証券口数	2,181,383,847口	
受益証券1口当たり純資産価格	0.008169	1.0003円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
運用計算書

2014年2月28日に終了した年度

	米ドル	千円
収益		
銀行預金利息(注2)	2,351.94	288
	2,351.94	288
費用		
管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および 保管報酬(注5)	(24,852.00)	(3,043)
代行協会員報酬(注7)	(12,426.52)	(1,522)
設立費用償却(注2)	(43,508.00)	(5,328)
監査報酬	(21,283.89)	(2,606)
販売報酬(注8)	(124,264.98)	(15,216)
投資顧問報酬(注6)	(24,922.51)	(3,052)
その他の費用	(72,106.96)	(8,829)
副保管費用	(1,980.61)	(243)
受託報酬(注4)	(10,001.00)	(1,225)
	(335,346.47)	(41,063)
投資純損失	(332,994.53)	(40,775)
投資にかかる実現純損失(注2)	(1,041,791.44)	(127,567)
為替予約契約にかかる実現純利益(注2)	19,966.43	2,445
当期実現純損失	(1,021,825.01)	(125,122)
以下にかかる未実現純評価(損)益の変動		
- 投資	(2,072,805.87)	(253,815)
- 為替予約契約(注2)	3,148.01	385
- その他の資産および負債の為替換算(注2)	(6,806.96)	(834)
	(2,076,464.82)	(254,263)
運用による純資産の純減少	(3,431,284.36)	(420,161)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。



米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型  
財務書類に対する注記

注1．概要

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき、オジエ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)と三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の間で締結された2011年6月17日付信託証書(随時補完または改訂済。以下「信託証書」という。)により設立されたオープン・エンド型免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2012年6月26日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録された。

ファンドは、UBS 豪ドル・ボンド・インカム(以下「投資先ファンド」という。)のフィーダー・ファンドである。投資先ファンドの投資目的および投資戦略は、中長期的に安定したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなるリターンを目指すことにある。

かかる投資目的の達成を追求するため、投資先ファンドは、主として、豪ドル建ての投資適格公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、ABS(アセット・バック証券)およびMBS(モーゲージ証券)を含む。)等に分散投資を行う。

投資先ファンドの財務書類は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

注2．重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

投資有価証券の評価

ファンドは、資産のほぼすべてをUBS 豪ドル・ボンド・インカムのクラスT受益証券(以下「投資先ファンド」という。)に投資する。投資先ファンドのすべての投資有価証券は、評価日の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいて公正価値で評価される。

投資先ファンドの資産額は以下の通り決定される。

- ( ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた額で評価される。
- ( ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- ( ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、投資先ファンドの管理会社が、かかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、投資先ファンドの管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- ( ) 証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引されている投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- ( ) 未上場有価証券は、投資先ファンドの投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- ( ) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。

- ( ) 利付有価証券に発生する一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)
- ( ) 上記の評価方法にもかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または投資先ファンドの管理会社がいずれの評価も実行可能または適切ではないと考える場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社と協議の上で、かかる状況において適切であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

#### 有価証券の売却にかかる実現純損益

有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づき計算される。

#### 為替換算

本財務書類は、米ドルで表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、組入投資有価証券の評価額およびその他の資産または負債は、本報告書の日付現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

2014年2月28日現在の適用ある為替レートは、以下のとおりである。

1米ドル = 1.117506 豪ドル

#### 会計使用通貨以外の通貨で表示されるその他の収益および費用

米ドル以外の通貨で表示される費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の結果は、運用計算書に含まれている。

#### 投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

#### 設立費用

設立費用は、5年までの期間にわたり償却される。

#### 収益の認識および取引

投資収益は、発生基準で計上される。投資有価証券取引は、取引日に計上される。投資有価証券の売却により生じる損益は、加重平均原価法を用いて決定される。

#### 為替予約契約の評価

為替予約契約は、契約の残存期間に適用される先渡為替レートを参照することにより期末日現在で評価される。未決済の為替予約契約にかかる未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差異として計算される。当該契約にかかる未実現評価損益は、純資産計算書に開示されている。

#### 税金

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)第81項に準拠して、ファンドの設立後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定をケイマン諸島内閣長官から受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

一定の配当収益およびファンドにより実現される一定のキャピタル・ゲイン収益には、発生地課税主義により法人税または源泉税が課されることがある。

#### 注3. 未払債務

## 米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型

米ドル

管理事務代行報酬および保管報酬	2,903.27
代行協会員報酬	1,452.11
販売報酬	14,520.75
投資顧問報酬および管理報酬	2,973.78
その他の報酬	7,132.72
専門家報酬	13,553.55
受託報酬	1,617.44
合計	44,153.62

## 注4．受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産総額の年率0.01%（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）のファンドに関する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注5．管理事務代行報酬、管理報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.10%である。

## 注6．投資顧問報酬

投資顧問会社に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.10%である。

## 注7．代行協会員報酬

代行協会員に支払われる報酬は、当該四半期中のファンドの四半期平均純資産総額の年率0.05%である。

## 注8．販売報酬

販売会社は、ファンドの純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の月次平均純資産総額に基づき計算され、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注9．組入投資有価証券の変動

2014年2月28日終了年度の組入投資有価証券の詳細な変動表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所において請求することにより無料で入手できる。

## 注10．支払分配金

## 分配金

管理会社は、その裁量において、分配金を宣言することができる。

分配金は、以下のとおり支払われた。

分配落ち日	支払日	分配率	合計金額	通貨
2013年3月18日	2012年3月22日	0.000042	155,204.26	米ドル

2013年4月18日	2013年4月23日	0.000042	145,661.68	米ドル
2013年5月21日	2013年5月24日	0.000042	138,033.06	米ドル
2013年6月18日	2013年6月21日	0.000042	130,341.79	米ドル
2013年7月18日	2013年7月23日	0.000042	117,519.08	米ドル
2013年8月19日	2013年8月22日	0.000042	112,646.12	米ドル
2013年9月18日	2013年9月24日	0.000042	109,451.25	米ドル
2013年10月18日	2013年10月23日	0.000042	106,469.85	米ドル
2013年11月18日	2013年11月21日	0.000042	104,151.04	米ドル
2013年12月18日	2013年12月27日	0.000030	72,067.28	米ドル
2014年1月21日	2014年1月24日	0.000030	67,794.06	米ドル
2014年2月18日	2014年2月21日	0.000030	65,955.59	米ドル
		合計	1,323,295.06	

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2014

	USD
<hr/>	
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 2)	19,417,522.77
Unrealized depreciation	(1,900,921.36)
Investments in securities at fair value (note 2)	<u>17,516,601.41</u>
Cash at banks	181,681.58
Dividends and interest receivable (note 2)	143.49
Formation expenses (note 2)	165,580.83
	<u>17,864,007.31</u>
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 3)	(44,153.62)
	<u>(44,153.62)</u>
TOTAL NET ASSETS	17,819,853.69
UNITS OUTSTANDING	2,181,383,847
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.008169

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPESTATEMENT OF OPERATIONS  
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2014

	USD
<hr/>	
INCOME	
Interest on bank account (note 2)	2,351.94
	<hr/>
	2,351.94
EXPENSES	
Administration, management, transfer agent and custodian fees (note 5)	(24,852.00)
Agent company fees (note 7)	(12,426.52)
Amortization of formation expenses (note 2)	(43,508.00)
Audit fees	(21,283.89)
Distributor fees (note 8)	(124,264.98)
Investment advisory fees (note 6)	(24,922.51)
Other fees	(72,106.96)
Sub-custodian fees	(1,980.61)
Trustee fees (note 4)	(10,001.00)
	<hr/>
	(335,346.47)
NET INVESTMENT (LOSS)	(332,994.53)
Net realized (loss) on investments (note 2)	(1,041,791.44)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 2)	19,966.43
NET REALIZED (LOSS) FOR THE YEAR	(1,021,825.01)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments	(2,072,805.87)
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	3,148.01
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(6,806.96)
	<hr/>
	(2,076,464.82)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(3,431,284.36)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

NOTE 1 GENERAL

USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated 17 June 2011 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Ogier Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"). The Trust registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 26, 2012.

The Trust is a feeder of UBS AUD BOND INCOME (the "Master Fund"). The investment objective and strategy of the Master Fund is to seek return consisting of stable income and capital appreciation over the medium to long term.

In order to seek to achieve its objective, the Master Fund primarily invests, with diversification, in investment grade fixed-income securities, which are denominated in AUD, including government bonds, bonds issued by governmental organizations, semi-government (state) bonds, bonds issued by supranational organizations, corporate bonds, asset backed securities, and mortgage backed securities.

The financial statements of the Master Fund are available at the registered office of the Manager.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Valuation of the investments in securities

The Trust invests substantially all of its net assets in the UBS AUD Bond Income, Class T Units (the "Master Fund"). All investments in the Master Fund will be valued at fair value based on the Master Fund net asset value per share on the valuation date.

The value of the assets of the Master Fund are determined as follows:

(i) certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(ii) certificates of deposit acquired at a discount or premium shall be valued in accordance with the normal dealing practice therein;

(iii) the value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the manager of the Master Fund is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the manager of the Master Fund may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iv) investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

(v) unlisted securities will be valued at fair market value as determined in good faith by the investment manager of the Master Fund taking into consideration as the investment manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(vi) derivative instruments which are dealt in or traded through a clearing firm or in an exchange or through a financial institution shall be valued by reference to the most recent official settlement price quoted by that clearing firm, exchange or financial institution;

(vii) all interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

(viii) notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Master Fund's manager, practicable or adequate, the Master Fund's manager shall be entitled in good faith to use such valuation method as the manager, in consultation with the investment manager of the Master Fund, considers fair in the circumstances.

Net realized gain/(loss) on sale of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.



USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the valuation of the securities in the portfolios and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing on the date of the report.

Applicable currency exchange rate as at February 28, 2014 is as follows:

1 USD = 1.117506 AUD

Other income and expenses expressed in currencies other than the accounting currency

Expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of up to five years.

Income recognition and transactions

Income from investment is recorded on the accruals basis. Investment transactions are accounted for on the trade date. Gains or losses arising from the sale of investments are determined using the weighted average cost basis.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Value of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of net assets.

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

## NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN MONTHLY DIVIDEND TYPE USD
Administration and custodian fees	2,903.27
Agent member fees	1,452.11
Distributor fees	14,520.75
Investment advisory and management fees	2,973.78
Other fees	7,132.72
Professional fees	13,553.55
Trustee fees	1,617.44
TOTAL	44,153.62

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## NOTE 4 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum for the Trust. Such fee shall accrue daily and be payable quarterly in arrears.

## NOTE 5 ADMINISTRATION, MANAGEMENT, TRANSFER AGENT AND CUSTODIAN FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian, Administrator and Transfer Agent are 0.10% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter.

## NOTE 6 INVESTMENT ADVISORY FEES

The fees to be paid to the Investment adviser are 0.10% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter.

## NOTE 7 AGENT COMPANY FEES

The fees to be paid to the Agent Company are 0.05% per annum of the average quarterly net asset value of the Trust during the relevant quarter.

## NOTE 8 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee at the rate of 0.50% p.a. of the Net Asset Value of the Trust. Such fee is calculated based on the average monthly Net Asset Value during the relevant quarter and accrues daily and is payable quarterly in arrears.

## NOTE 9 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended February 28, 2014 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

USD-DENOMINATED AUSTRALIA BOND OPEN  
MONTHLY DIVIDEND TYPE

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## NOTE 10 DIVIDENDS DISTRIBUTED

## Distribution

The Manager may declare dividends at its absolute discretion.

Dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/18/2013	03/22/2013	0.000042	155,204.26	USD
04/18/2013	04/23/2013	0.000042	145,661.68	USD
05/21/2013	05/24/2013	0.000042	136,033.06	USD
06/18/2013	06/21/2013	0.000042	130,341.79	USD
07/18/2013	07/23/2013	0.000042	117,519.08	USD
08/19/2013	08/22/2013	0.000042	112,646.12	USD
09/18/2013	09/24/2013	0.000042	109,451.25	USD
10/18/2013	10/23/2013	0.000042	106,469.85	USD
11/18/2013	11/21/2013	0.000042	104,151.04	USD
12/18/2013	12/27/2013	0.000030	72,067.28	USD
01/21/2014	01/24/2014	0.000030	67,794.06	USD
02/18/2014	02/21/2014	0.000030	65,955.59	USD
		TOTAL	1,323,295.06	

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成27年6月末日現在)

	米ドル( を除く )	千円( 、 を除く )
資産総額	11,283,841.30	1,381,706
負債総額	54,480.51	6,671
純資産総額( - )	11,229,360.79	1,375,035
発行済口数	1,619,162,505口	
受益証券1口当たり純資産価格( / )	0.006935	0.8492円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、その責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%以上の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において、挙手による決議に関しては決議に参加した受益者の4分の3以上の多数により可決され、もしくは投票による決議が適式に要求された場合には、当該投票において行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決される。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額（平成27年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

平成22年6月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年6月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年6月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年6月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年6月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年6月末日	37,117,968.52米ドル

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

## (3) 役員および従業員の状況

(本書の日付現在)

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ ディレクター	昭和62年4月  平成27年6月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行  三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・ マネージング・ ディレクター	昭和63年4月  平成26年3月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行  三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。すなわち、(a) 管理会社が清算手続に入った場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保管理人が任命される場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 管理会社が法により許容される限りできるだけ早期に解任されるべきことが、受益者により受益者集会において特別決議により決議され、その旨決定された場合、または(e) 発行済受益証券の価格の4分の3の多数を占める受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合である。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる適格性を有する他の者を任命することを要する。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関連会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関連会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社に対し60日前に通知を行う。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、作為による詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、管理会社に信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、作為による詐欺または重過失がある場合を除いて、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、( ) ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは( ) 管理会社の行為に関し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、作為による詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、投資先ファンドの管理会社としても行為する。



管理会社は、平成27年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	76	7,749,387,976.50米ドル

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝122.45円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2014年12月31日現在

(単位：米ドル)

## 資産

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1.,30.3	186,863,448	22,881,429	301,442,312	36,911,611
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15.,30.1.,30.3.	2,117,559,309	259,295,137	2,476,331,814	303,226,831
a) 要求払い		1,203,577,409	147,378,054	1,851,410,714	226,705,242
b) その他のローンおよび貸付金		913,981,900	111,917,084	624,921,100	76,521,589
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1.,30.3.	626,640	76,732	1,123	138
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,30.1.,30.3.	15,101	1,849	3,416	418
関連会社株式	4,5,15	9,174,388	1,123,404	7,691,968	941,881
有形資産	5	6,710,869	821,746	7,726,217	946,075
その他の資産		181	22	448	55
前払金および未収収益	6,15	27,463,192	3,362,868	31,426,246	3,848,144
資産合計	7	2,348,413,128	287,563,188	2,824,623,544	345,875,153

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表(続き)  
2014年12月31日現在  
(単位:米ドル)

## 負債

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15,30.1.	1,150,186,003	140,840,276	841,603,737	103,054,378
a) 要求払い		1,150,186,003	140,840,276	841,603,737	103,054,378
顧客に対する負債	8,15,30.1.	1,044,062,326	127,845,432	1,826,491,962	223,653,941
a) 要求払い		1,044,062,326	127,845,432	1,826,491,962	223,653,941
その他の負債	9	1,788,497	219,001	1,142,046	139,844
未払金および繰延利益	10,15	8,932,711	1,093,810	7,756,599	949,796
引当金		8,954,470	1,096,475	6,465,624	791,716
a) 納税引当金	11	7,982,242	977,426	5,409,139	662,349
b) その他の引当金	12	972,228	119,049	1,056,485	129,367
発行済み資本	13	37,117,969	4,545,095	37,117,969	4,545,095
準備金	14	77,800,912	9,526,722	77,800,912	9,526,722
繰越損益	14	22,247	2,724	41,047	5,026
当期利益		19,547,993	2,393,652	26,203,648	3,208,637
負債合計	17	2,348,413,128	287,563,188	2,824,623,544	345,875,153

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## オフ・バランス・シート項目

2014年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,30.1.	597,989	73,224	659,342	80,736
内訳:					
担保証券として差し入れられた保証金および資産		597,989	73,224	659,342	80,736
信託運用	21	62,811,807,217	7,691,305,794	77,004,151,577	9,429,158,361

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

## (2) 【損益計算書】

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 損益計算書

2014年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2014年		2013年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		8,018,852	981,908	9,698,265	1,187,553
未払利息および類似費用		(1,539,763)	(188,544)	(1,538,622)	(188,404)
有価証券からの収益		140	17	17	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		140	17	17	2
未収手数料		105,997,544	12,979,399	107,246,076	13,132,282
未払手数料		(45,651,511)	(5,590,028)	(50,107,569)	(6,135,672)
金融業務の純利益		3,579,481	438,307	3,548,410	434,503
その他の事業収益	22	687,746	84,214	143,060	17,518
一般管理費用		(39,883,592)	(4,883,746)	(32,260,264)	(3,950,269)
a) スタッフ費用	24,25	(18,048,722)	(2,210,066)	(15,812,680)	(1,936,263)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(15,018,938)	(1,839,069)	(12,847,942)	(1,573,230)
- 社会保障費		(2,071,294)	(253,630)	(1,791,205)	(219,333)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,302,395)	(159,478)	(1,149,441)	(140,749)
b) その他の一般管理費用	16,26	(21,834,870)	(2,673,680)	(16,447,584)	(2,014,007)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,774,975)	(217,346)	(1,527,631)	(187,058)
その他の事業費用	23	(85,251)	(10,439)	(262,074)	(32,091)
経常収益にかかる税金	11,27.1.	(9,022,279)	(1,104,778)	(7,125,930)	(872,570)
税引後経常収益		20,326,392	2,488,967	27,813,738	3,405,792
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2.	(778,399)	(95,315)	(1,610,090)	(197,156)
当期利益		19,547,993	2,393,652	26,203,648	3,208,637

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 財務諸表に対する注記

2014年12月31日現在

## 注1 一般事項

## 1.1. 会社概況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MUGCの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッシン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

## 1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

### 1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

### 注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

#### 2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

#### 2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

#### 2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2014年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金を設定しなかった(2013年: 83,244米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

#### 2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

#### 2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

#### 2.6. リスク持高に対する一括引当金



当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2014年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2013年：なし)。

#### 2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

#### 2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

#### 2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

#### 2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

#### 注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
3か月以下	278,000,000	202,921,100
3か月超1年以下	635,981,900	422,000,000
	<u>913,981,900</u>	<u>624,921,100</u>

#### 注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、9,174,388米ドルおよび15,101米ドル(2013年：7,691,968米ドルおよび3,416米ドル)の未上場有価証券で構成される。

2014年12月31日現在、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の株式資本は、7,375,041.83ユーロ(2013年：5,375,041.83ユーロ)に達した。

2014年7月2日付で、(投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である)「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は2,000,000ユーロ(2,420,100米ドル)の追加投資を行った。

## 関連会社株式の要約

2014年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2014年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2014年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネ ジメント・エス・エイ	8,924,169	100%	10,934,250	675,597
三菱UFJインベスターサービス株 式会社	250,219	100%	784,137	162,480

旧：三菱UFJグローバルカストディ・ジャパン株式会社

## 注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	7,691,968	2,420,100	0	(937,680)	9,174,388	0	9,174,388
2. 有形資産	17,037,709	1,701,049	(10,733)	(2,076,006)	16,652,019	9,941,150	6,710,869
a) ハードウェア	1,408,133	106,567	0	(171,578)	1,343,122	931,816	411,306
b) ソフトウェア	12,931,718	1,487,709	0	(1,575,700)	12,843,727	7,929,898	4,913,829
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,697,858	106,773	(10,733)	(328,728)	2,465,170	1,079,436	1,385,734
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

## 注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
前払法人税	135,976	154,843
未収利息	1,180,222	1,269,077
前払一般経費	2,019,667	1,122,237
信託業務手数料	1,809,510	2,261,991
全体保管手数料	10,614,920	10,384,372
投資ファンド手数料	4,134,906	5,091,460
その他の前払金(付加価値税(VAT)を含む)	6,806,745	8,778,600
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	525,623	1,145,447
管理会社手数料	71,322	928,832
その他の未収収益	164,301	289,387
	<u>27,463,192</u>	<u>31,426,246</u>

## 注7 外貨建て資産

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、855,104,291米ドル(2013年:921,184,434米ドル)である。

## 注8 顧客未払金

2014年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル(2013年:0米ドル)であった。

## 注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
優先債務	927,802	405,116
諸債務	860,695	736,930
	<u>1,788,497</u>	<u>1,142,046</u>

## 注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
未払利息	146,678	99,254
未払一般経費	2,531,401	193,545
未払手数料	6,241,224	7,453,300
その他の未払費用	467	2,157
その他の仮受金	12,941	8,343
	<u>8,932,711</u>	<u>7,756,599</u>

## 注11 税金 - 為替差損失:繰延税金

ルクセンブルグの財税法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く(ユーロ安に)なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。その結果、2013年12月31日現在、3,805,528米ドル(2,761,731ユーロ)であった繰延税負債は、2014年12月31日現在、0米ドルに減少した。2014年12月31日現在、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

#### 注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
報酬引当金	972,228	973,241
先渡取引の未実現損失に対する引当金(注2.3.)	0	83,244
	<u>972,228</u>	<u>1,056,485</u>

#### 注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

#### 注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2014年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	41,047
2013年12月31日終了年度の利益			26,203,648
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(26,222,448)
- 純資産税準備金への振替		3,101,000	(3,101,000)
- 2008年純資産税準備金からの振替		(4,081,958)	4,081,958
- 自由準備金への割当て		980,958	(980,958)
2014年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>74,089,115</u>	<u>22,247</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額13,008,157米ドル(2013年:13,989,115米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2014年3月26日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,101,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、2008年に形状した利用可能な純資産準備金は4,081,958米ドル(2,900,000ユーロ)となった。2014年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2014年 純資産税準備金 米ドル	2014年 純資産税準備金 ユーロ
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年12月31日現在の残高	<u>13,008,157</u>	<u>9,737,739</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2014年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

#### 注15 関連会社残高

2014年12月31日(および2013年12月31日)現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

#### 資産

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,335,351	2,074,772,175
関連会社株式	9,174,388	7,691,968
前払金および未収収益	9,691,913	10,721,742
	<u>1,796,201,652</u>	<u>2,093,185,885</u>

#### 負債

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,144,030,619	825,519,547
顧客に対する未払金	129,898,267	322,891,006
未払金および繰延利益	2,566,131	1,987,230
	<u>1,276,495,017</u>	<u>1,150,397,783</u>

当行は、2014年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付規則(EU)575/2013(パート )に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2014年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,793,812,098米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,275,323
前払金および未収収益	1,179,541

外国為替取引(市場リスク手法)

15,357,234

1,793,812,098

## 注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税(VAT)を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料*	0	616,426
財務書類の監査	197,999	221,295
税金アドバイス報酬	101,975	99,485
その他の報酬	32,654	31,675
	<u>332,628</u>	<u>968,881</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

\* かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

## 注17 外貨建て負債

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、860,565,286米ドル(2013年:923,568,968米ドル)である。

## 注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
発行済念書	<u>597,989</u>	<u>659,342</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	1,033,744	2,234,684

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2014年12月31日および2013年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

## 通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

## 注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

## 注22 その他の事業収益

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度に関する付加価値税(VAT)過払いの調整	222,886	0
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬(サービス品質保証契約)	75,048	0
過年度の一般経費調整からの利益	216,776	44,196
過年度の利子の調整	109	206
過年度の手数料の調整	68,759	63,368
その他	104,168	35,290
	<u>687,746</u>	<u>143,060</u>

## 注23 その他の事業費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	79,036	62,292
過年度の手数料	2,732	14,367
その他事業損失	3,483	185,415
	<u>85,251</u>	<u>262,074</u>

## 注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2014年 人数	2013年 人数
上級管理職	18	13
中間管理職	63	46
従業員	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

## 注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
上級管理職	<u>3,957,339</u>	<u>3,497,500</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

## 注26 その他の一般管理費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
賃借および関連費用	1,088,220	993,513
通信費用	338,691	358,762
専門家報酬	1,028,640	688,726
データ費用	1,364,404	1,150,094
維持費	951,111	951,587
旅費、交通費、出張費	219,810	238,482
業務費用	3,615,825	3,473,334
システム費用	8,360,247	4,509,983
業務契約	3,800,346	3,199,045
その他の費用	1,067,576	884,058
	<u>21,834,870</u>	<u>16,447,584</u>

## 注27 税金

## 27.1. 経常収益にかかる税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
法人税	6,931,276	4,382,732
繰延法人税(注11)	0	1,100,619
地方事業税	2,091,003	1,311,952
繰延地方事業税(注11)	0	330,627
	<u>9,022,279</u>	<u>7,125,930</u>



## 27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
純資産税*	25,895	29,488
付加価値税(VAT)	714,359	1,539,239
その他の税金	38,145	41,363
	<u>778,399</u>	<u>1,610,090</u>

\* これは、最低純資産税額21,400ユーロ(25,895米ドル)を表す。

## 注28 親会社

2014年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(63.72%)および株式会社三菱東京UFJ銀行(28.53%)を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

## 注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」(以下「AGDL」という。)のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度(以下「保証」という。)を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法(改正済)の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ(預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ)を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2014年12月31日(および2013年12月31日)現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

## 注30 金融商品の開示

## 30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
BCL残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する負債	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>					
<b>商品クラス</b>					
手元現金	564	0	0	0	564
BCL残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
<b>金融負債</b>					
<b>商品クラス</b>					
金融機関に対する負債	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する負債	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

## 30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品  
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品  
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

## 30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 簿価 米ドル	2013年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	186,863,448	301,442,312
EU加盟国	186,863,448	301,442,312
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,117,559,309	2,476,331,814
EU加盟国	173,637,181	343,710,530
北および中央アメリカ	771,353,251	1,171,519,975
アジア	1,168,315,602	955,164,323
ヨーロッパ(非EU加盟国)	2,670,673	4,698,921
オーストラリアおよびニュージーランド	1,582,602	1,238,065
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	1,123
EU加盟国	181,251	0
アジア	0	0
北および中央アメリカ	445,389	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	15,101	3,416
北および中央アメリカ	12,101	0
EU加盟国	3,000	3,416
合計	2,305,064,498	2,777,778,665

## 30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
EU加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
EU加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014  
(expressed in USD)



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

## A S S E T S

	Notes	2014	2013
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.117.559.309	2.476.331.814
a) repayable on demand		1.203.577.409	1.851.410.714
b) other loans and advances		913.981.900	624.921.100
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	626.640	1.123
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	15.101	3.416
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	9.174.388	7.691.968
Tangible assets	5	6.710.869	7.726.217
Other assets		181	448
Prepayments and accrued income	6, 15	27.463.192	31.426.246
TOTAL ASSETS	7	<u>2.348.413.128</u>	<u>2.824.623.544</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

- continued -

## L I A B I L I T I E S

	Notes	2014	2013
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.150.186.003	841.603.737
a) repayable on demand		1.150.186.003	841.603.737
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.044.062.326	1.826.491.962
a) repayable on demand		1.044.062.326	1.826.491.962
Other liabilities	9	1.788.497	1.142.046
Accruals and deferred income	10, 15	8.932.711	7.756.599
Provisions		8.954.470	6.465.624
a) provisions for taxation	11	7.982.242	5.409.139
b) other provisions	12	972.228	1.056.485
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	77.800.912
Result brought forward	14	22.247	41.047
Profit for the financial year		19.547.993	26.203.648
TOTAL LIABILITIES	17	<u>2.348.413.128</u>	<u>2.824.623.544</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Contingent liabilities	18, 30.1.	597.989	659.342
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		597.989	659.342
Fiduciary operations	21	62.811.807.217	77.004.151.577

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014  
(expressed in USD)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Interest receivable and similar income		8.018.852	9.698.265
Interest payable and similar charges		(1.539.763)	(1.538.622)
Income from securities		140	17
Income from shares and other variable yield securities		140	17
Commission receivable		105.997.544	107.246.076
Commission payable		(45.651.511)	(50.107.569)
Net profit on financial operations		3.579.481	3.548.410
Other operating income	22	687.746	143.060
General administrative expenses		(39.883.592)	(32.260.264)
a) staff costs	24, 25	(18.048.722)	(15.812.680)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15.018.938)	(12.847.942)
- social security costs		(2.071.294)	(1.791.205)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.302.395)	(1.149.441)
b) other administrative expenses	16, 26	(21.834.870)	(16.447.584)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.774.975)	(1.527.631)
Other operating charges	23	(85.251)	(262.074)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(9.022.279)</u>	<u>(7.125.930)</u>
Profit on ordinary activities after tax		20.326.392	27.813.738
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(778.399)	(1.610.090)
Profit for the financial year		<u>19.547.993</u>	<u>26.203.648</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

## NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ( " the Bank " ) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

### 1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

### 1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

## NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has not constituted any provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2014 (2013: USD 83.244).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2014 (2013: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;  
Software: 4 years and 5 years;  
Other intangible assets: 5 years;  
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Not more than three months	278.000.000	202.921.100
More than three months but less than one year	635.981.900	422.000.000
	<u>913.981.900</u>	<u>624.921.100</u>

## NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 9.174.388 and USD 15.101 (2013: USD 7.691.968 and USD 3.416).

As of December 31, 2014, the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A.” reached an amount of EUR 7.375.041,83 (2013: EUR 5.375.041,83).

On July 2 2014, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 2.000.000 (USD 2.420.100) in order to increase the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2014, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2014	Result for the year ended 31/12/2014
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.924.169	100 %	10.934.250	675.597
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited*	250.219	100 %	784.137	162.480

\*Formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody Japan Limited.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.  
 NOTES TO THE ACCOUNTS  
 December 31, 2014  
 - continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	7.691.968	2.420.100	0	(937.680)	9.174.388	0	9.174.388
2. Tangible assets	17.037.709	1.701.049	(10.733)	(2.076.006)	16.652.019	9.941.150	6.710.869
a) Hardware	1.408.133	106.567	0	(171.578)	1.343.122	931.816	411.306
b) Software	12.931.718	1.487.709	0	(1.575.700)	12.843.727	7.929.898	4.913.829
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.697.858	106.773	(10.733)	(328.728)	2.465.170	1.079.436	1.385.734
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Prepaid income taxes	135.976	154.843
Accrued interest income	1.180.222	1.269.077
Prepaid general expenses	2.019.667	1.122.237
Commission on fiduciary operations	1.809.510	2.261.991
Commission on global custody	10.614.920	10.384.372
Commission on investment funds	4.134.906	5.091.460
Other prepayments (including VAT)	6.806.745	8.778.600
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	525.623	1.145.447
Commission from Management Companies	71.322	928.832
Other accrued income	164.301	289.387
	<u>27.463.192</u>	<u>31.426.246</u>

## NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2014, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 855.104.291 (2013: USD 921.184.434).

## NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2014, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2013: USD 0).

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Preferential creditors	927.802	405.116
Sundry creditors	860.695	736.930
	<u>1.788.497</u>	<u>1.142.046</u>

## NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Accrued interest expenses	146.678	99.254
Accrued general expenses	2.531.401	193.545
Accrued commission	6.241.224	7.453.300
Other accrued expenses	467	2.157
Other suspense receipt	12.941	8.343
	<u>8.932.711</u>	<u>7.756.599</u>



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity has compensated the accumulated negative position. Consequently the deferred tax liability amounting to USD 3.805.528 (EUR 2.761.731) as of December 31 2013 has been reduced to USD 0 as of December 31, 2014.

At December 31, 2014, the Bank has no deferred taxes balances in its books.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Provision for remuneration	972.228	973.241
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	83.244
	<u>972.228</u>	<u>1.056.485</u>

## NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

## NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2014	3.711.797	74.089.115	41.047
Profit for the year ended December 31, 2013			26.203.648
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(26.222.448)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.101.000	(3.101.000)
- Transfer from Reserve for NWT 2008		(4.081.958)	4.081.958
- Allocation to Free reserve		980.958	(980.958)
Balance at December 31, 2014	<u>3.711.797</u>	<u>74.089.115</u>	<u>22.247</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.008.157 (2013: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 26, 2014, the Bank has allocated an amount of USD 3.101.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2008 which amounted to USD 4.081.958 (EUR 2.900.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2014.

Years	2014	2014
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
Balance at December 31, 2014	<u>13.008.157</u>	<u>9.737.739</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2014.

## NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the following balances with related parties are outstanding:

## ASSETS

	2014	2013
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.335.351	2.074.772.175
Shares in affiliated undertakings	9.174.388	7.691.968
Prepayments and accrued income	9.691.913	10.721.742
	<u>1.796.201.652</u>	<u>2.093.185.885</u>

## LIABILITIES

	2014	2013
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.144.030.619	825.519.547
Amounts owed to customers	129.898.267	322.891.006
Accruals and deferred income	2.566.131	1.987.230
	<u>1.276.495.017</u>	<u>1.150.397.783</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2014 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV). As at December 31, 2014, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.793.812.098 and can be analysed as follows:

	2014
	USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.275.323
Prepayments and accrued income	1.179.541
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	15.357.234
	<u>1.793.812.098</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	0	616.426
Audit of the Annual Accounts	197.999	221.295
Tax advisory fees	101.975	99.485
Other fees	32.654	31.675
	<u>332.628</u>	<u>968.881</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

\*This item is capitalised in "Tangible Assets" and amortised over its useful economic life of the front office system.

## NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2014, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 860.565.286 (2013: USD 923.568.968).

## NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>597.989</u>	<u>659.342</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.033.744	2.234.684

As at the year-end, there are no related party balances.

## NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2014 and 2013:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

## NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2014	2013
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	222.886	0
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	75.048	0
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	216.776	44.196
Adjustment for interest previous years	109	206
Adjustment for commission previous years	68.759	63.368
Other	104.168	35.290
	<u>687.746</u>	<u>143.060</u>

## NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2014	2013
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	79.036	62.292
Commission previous years	2.732	14.367
Others operating losses	3.483	185.415
	<u>85.251</u>	<u>262.074</u>



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2014 Number	2013 Number
Senior management	18	13
Middle management	63	46
Employees	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

## NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2014 USD	2013 USD
Senior management	<u>3.957.339</u>	<u>3.497.500</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2014 and 2013, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2014	2013
	USD	USD
Rent and related expenses	1.088.220	993.513
Telecommunication expenses	338.691	358.762
Professional fees	1.028.640	688.726
Data charges	1.364.404	1.150.094
Maintenance	951.111	951.587
Travelling, moving, business trips	219.810	238.482
Service fee	3.615.825	3.473.334
System cost	8.360.247	4.509.983
Service contracts	3.800.346	3.199.045
Other expenses	1.067.576	884.058
	<u>21.834.870</u>	<u>16.447.584</u>

## NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2014	2013
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.931.276	4.382.732
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	0	1.100.619
Municipal Business Tax	2.091.003	1.311.952
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	0	330.627
	<u>9.022.279</u>	<u>7.125.930</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2014	2013
	USD	USD
Net worth tax*	25.895	29.488
VAT	714.359	1.539.239
Other taxes	38.145	41.363
	<u>778.399</u>	<u>1.610.090</u>

\*This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 25.895).

## NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2014, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" ("AGDL").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions ("the Guarantee"). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

## NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	<sup>22</sup> <sub>6.4</sub> 3 months	<sup>22</sup> <sub>6.4</sub> > 3 months 1 year	<sup>22</sup> <sub>6.4</sub> > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
<b>FINANCIAL ASSETS</b>					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
<b>Total</b>	<b>1.669.067.497</b>	<b>635.981.900</b>	<b>0</b>	<b>15.101</b>	<b>2.305.064.498</b>
<b>FINANCIAL LIABILITIES</b>					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
<b>Total</b>	<b>2.194.846.318</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2.194.846.318</b>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> 3 months	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> > 3 months <sup>22</sup> / <sub>64</sub> 1 year	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> > 1 year <sup>22</sup> / <sub>64</sub> 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
<b>FINANCIAL ASSETS</b>					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
<b>Total</b>	<u><u>2.355.775.249</u></u>	<u><u>422.000.000</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.416</u></u>	<u><u>2.777.778.665</u></u>
<b>FINANCIAL LIABILITIES</b>					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	659.342	0	0	0	659.342
<b>Total</b>	<u><u>2.668.755.041</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.668.755.041</u></u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	<sup>22</sup> / <sub>6.4</sub> 3 months	<sup>22</sup> / <sub>6.4</sub> > 3 months <sup>6.4</sup> 1 year	<sup>22</sup> / <sub>6.4</sub> > 1 year <sup>6.4 5 years</sup>	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
<b>FINANCIAL ASSETS</b>						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
<b>Total</b>	<b>1.900.123.350</b>	<b>27.978.350</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1.928.101.700</b>	<b>19.605.700</b>
<b>FINANCIAL LIABILITIES</b>						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
<b>Total</b>	<b>1.755.954.608</b>	<b>19.649.249</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1.775.603.857</b>	<b>18.957.797</b>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> 3 months	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> > 3 months <sup>22</sup> / <sub>64</sub> 1 year	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> > 1 year <sup>22</sup> / <sub>64</sub> 5 years	<sup>22</sup> / <sub>64</sub> > 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
<b>FINANCIAL ASSETS</b>						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	305.460.353	6.889.750	0	0	312.350.103	1.988.280
<b>Total</b>	<b><u>2.683.207.060</u></b>	<b><u>6.889.750</u></b>	<b><u>0</u></b>	<b><u>0</u></b>	<b><u>2.690.096.810</u></b>	<b><u>38.194.386</u></b>
<b>FINANCIAL LIABILITIES</b>						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	395.764.821	0	0	0	395.764.821	693.763
<b>Total</b>	<b><u>2.814.525.611</u></b>	<b><u>0</u></b>	<b><u>0</u></b>	<b><u>0</u></b>	<b><u>2.814.525.611</u></b>	<b><u>37.038.251</u></b>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

[次へ](#)



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2014 Carrying amount in USD	2013 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	186.863.448	301.442.312
EU member countries	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	2.117.559.309	2.476.331.814
EU member countries	173.637.181	343.710.530
North & Central America	771.353.251	1.171.519.975
Asia	1.168.315.602	955.164.323
Europe, non-EU member countries	2.670.673	4.698.921
Australia and New Zealand	1.582.602	1.238.065
Loans and advances to customers	626.640	1.123
EU member countries	181.251	0
Asia	0	0
North & Central America	445.389	1.123
Shares and other variable yield securities	15.101	3.416
North & Central America	12.101	0
EU member countries	3.000	3.416
Total	<u>2.305.064.498</u>	<u>2.777.778.665</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	<u>312.350.103</u>	<u>1.022.356</u>
Total	<u><u>2.690.096.810</u></u>	<u><u>56.293.639</u></u>

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=122.45円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位:米ドル)

## 資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	519,439,178.00	63,605,327
1.2	売買目的で保有される金融資産	34,858,941.00	4,268,477
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	34,858,941.00	4,268,477
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,186,554.00	1,369,794
1.4.1	持分証券	11,186,554.00	1,369,794
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)	2,906,711,056.00	355,926,769
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,906,711,056.00	355,926,769
1.6	満期保有目的投資	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ-ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,535,715.00	188,048
1.9.1	有形固定資産	1,535,715.00	188,048
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,450,467.00	544,960
1.10.1	のれん		
1.10.99	その他の無形資産	4,450,467.00	544,960
1.12	税金資産	125,205.00	15,331
1.12.1	当期税金資産	125,205.00	15,331
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	26,301,732.00	3,220,647
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループ		
1.15	資産合計	3,504,608,848.00	429,139,353

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位:米ドル)

## 負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行からの預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	33,793,836.00	4,138,055
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	33,793,836.00	4,138,055
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証券(短期間で買戻す予定の債券を含む)		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証券(債券を含む)		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却原価で測定される金融負債	3,302,165,834.00	404,350,206
2.4.1	金融機関からの預金	1,529,647,118.00	187,305,290
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,772,518,716.00	217,044,917
2.4.3	債務証券(債券を含む)		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	2,512,372.00	307,640
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	2,512,372.00	307,640
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	8,791,098.00	1,076,470
2.9.1	当期税金負債	8,791,098.00	1,076,470
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	13,032,619.00	1,595,844
2.11	要求払株式資本(例えば、組合株式)		
2.12	売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,360,295,759.00	411,468,216

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位:米ドル)

## 資本

米ドル

千円

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,545,095
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,545,095
3.1.2	請求済未払込資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額:	2,710,210.00	331,865
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ(有効部分)		
3.4.6	売却可能金融資産	2,710,210.00	331,865
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および処分グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金(利益剰余金を含む)	97,351,501.00	11,920,691
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	7,133,409.00	873,486
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	144,313,089.00	17,671,138
3.11	負債および資本合計	3,504,608,848.00	429,139,353

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 損益計算書

2015年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

		米ドル	千円
5.1	金融および営業収益および費用(+/-)	34,029,531.00	4,166,916
5.2	利息収益	4,552,560.00	557,461
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	5,689.00	697
5.2.2	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)	1,872,091.00	229,238
5.2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)	2,674,780.00	327,527
5.2.6	満期保有目的投資		
5.2.7	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	(支払利息)(-)	1,039,554.00	127,293
5.3.1	中央銀行からの預金	124,672.00	15,266
5.3.2	売買目的で保有される金融負債(区別して計上される場合)	5,262.00	644
5.3.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
5.3.4	償却原価で測定される金融負債	909,620.00	111,383
5.3.5	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用(-)		
5.5	受取配当(+)	433,483.00	53,080
5.5.1	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)		
5.5.2	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	433,483.00	53,080
5.6	受取手数料(+)	50,295,855.00	6,158,727
5.7	(支払手数料)(-)	22,178,453.00	2,715,752
5.8	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益(損失)、純額(+/-)	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)		
5.8.3	満期保有目的投資		
5.8.4	償却原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)	2,156,603.00	264,076
5.9.1	エクイティ商品および関連するデリバティブ		
5.9.2	金利商品および関連するデリバティブ		
5.9.3	為替取引	2,156,603.00	264,076
5.9.4	信用リスク商品および関連するデリバティブ		
5.9.5	商品および関連するデリバティブ		
5.9.99	その他(ハイブリッド・デリバティブを含む)		
5.10	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)		
5.11	ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+/-)		
5.12	為替差額、純額(+/-)		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+/-)		



米ドル

千円

		米ドル	千円
5.14	その他の営業収益(+)	209,735.00	25,682
5.15	その他の営業費用(-)	400,698.00	49,065
5.16	一般管理費(-)	19,470,102.00	2,384,114
5.16.1	従業員費用(-)	8,271,884.00	1,012,892
5.16.2	一般管理費用(-)	11,198,218.00	1,371,222
5.17	減価償却(+/-)	990,405.00	121,275
5.17.1	有形固定資産	180,115.00	22,055
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産(のれんを除く)	810,290.00	99,220
5.18	引当金(+/-)	2,512,372.00	307,640
5.19	減損(+/-)	0.00	0
5.19.1	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損(+/-)	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産(値付けされていないエクイティ)		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却原価で測定されるローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)		
5.19.1.4	償却原価で測定される満期保有目的投資		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額(+/-)	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	のれん		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	純損益で直ちに認識される負ののれん(+)		
5.22	非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループからの損益(+/-)	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計(+/-)	11,056,652.00	1,353,887
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用(収入)(-/+)	3,923,243.00	480,401
5.25	継続事業からの税引後損益合計(+/-)	7,133,409.00	873,486
5.26	非継続事業からの税引後損益(+/-)		
5.27	当期利益または損失(+/-)	7,133,409.00	873,486

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社、管理事務代行会社、受託会社および保管会社（ならびに各々の関係者、取締役、役員および従業員）は、随時、ファンドと類似した投資目的を有する他の投資信託スキームの販売者、プロモーター、管理者、投資運用者、投資顧問、登録事務代行者、名義書換事務代行者、管理事務代行者、受託者、保管者、ブローカー、取締役もしくは販売エージェントとなり、もしくはその他の方法でこれに関与し、または、その他ファンドと類似した投資目的を有する他の投資信託スキームに一任ファンド運用業務もしくは付随する受託者業務、取締役業務、管理事務業務、保管業務もしくは投資家向けブローカー業務を提供することができる。

ファンドの投資顧問会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資顧問会社とファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資顧問会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資顧問会社は、ファンドの投資助言において最善の努力を行うことを合意しているが、投資顧問会社およびその関係会社（以下、併せて「投資顧問会社関係者」という。）は、ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社またはその関係会社は、ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない法主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社関係者は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドに投資助言を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

##### (3) 出資の状況

該当事項はない。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

資本金の額

平成27年6月末日現在、発行済資本金は100米ドル(約12,245円)である。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島で設立された有限会社であり、エリアン・フィデュシアリー・サービス(ケイマン)リミテッド(以下「EFSC L」という。)の完全所有子会社である。ケイマン諸島で設立された有限会社であるEFSC Lは、ケイマン諸島の法規に従い信託の免許と投資信託管理者の免許を有しており、CIMAにより規制されている。信託の免許保有者の完全所有子会社として、受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂、改正済)の定義する「被支配子会社」であり、したがって、同法に基づく免許取得義務を免じられている。

(2) ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(平成27年6月末日現在)」に記載のとおり。

事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載のとおり。

(3) エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.) (「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

平成27年7月2日現在、7,375,000ユーロ(約10億1,207万円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.23円)による。

(ロ) 事業の内容

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として平成7年1月4日付公正証書によって設立され、平成7年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。副管理会社は、平成26年7月2日付でCSSFからAIFMとしての許可を受領し、これに従って、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供する。

## (4) 三菱UFJ国際投信株式会社(「投資顧問会社」)(注)

資本金の額

平成27年7月1日現在、20億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(注) 投資顧問会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に変更された。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。

## (5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

資本金の額

平成27年6月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

## 2【関係業務の概要】

## (1) エリアン・トラステーズ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行う。

受託会社は、管理会社と共に、ファンドの運営に関する最終的な権限を有する。ただし、ファンドの管理事務に関する責任は管理事務代行会社に委託されている。

受託会社は、ファンドの管理事務に関する最終的な責任を負う。受託会社は、ファンドの管理事務または保管に関する責任につき、別の管理事務代行会社および保管会社に委任する権限を行使する予定である。

受託会社は、ファンドの受託者としての地位においてのみ、信託証書を締結した。損失、責任、損害、費用もしくは経費、裁判または和解においていずれかの当事者に支払われる金額は、故意の不法行為、作為による詐欺または重過失が受託会社でない限り、受託会社が遡求権またはファンドの資産からの補償を受ける権利を有する範囲に限定される。いかなる状況においても、信託証書に基づく損失、責任、損害、費用もしくは経費、裁判または和解においていずれかの当事者に支払われる金額(受託者の故意の不法行為、作為による詐欺または重過失によるものを除く。)が、受託会社固有の資産により支払われることはない。

## (2) ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンドの資産の保管および管理事務代行業務を行う。

保管会社は、ファンドの投資対象およびその他の資産を保管する。保管会社は、副保管会社の選定および任命にあたり合理的な注意を払い、かつ、委託された義務の副保管会社による履行を監督することを条件として、保管会社の義務または権利の一部または全部を履行させるため、1または複数の副保管会社を任命し、および/または使用することができる。

管理事務代行会社は、ファンドの一定の日常の管理事務業務(特に、ファンドの純資産総額の決定、ファンドの財務書類の作成および受益者登録簿の保管を含む。)を行う。

## (3) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのリスク・マネジメント業務およびファンド資産の運用管理業務を行う。

(4) 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

代行協会員業務を行い、また受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

### 3【資本関係】

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。また、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2013年改訂)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法(2013年改訂)、会社管理法(2003年改訂)または地域会社(管理)法(2015年改訂)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,061であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

### 2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2013年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関

する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であつて、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- ( ) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- ( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- ( ) 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
  - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
  - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の( )および( )に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の( )に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

## 4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合



(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - ( ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモン・ローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - ( ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するためにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミュー

チュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミュチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
- ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。



8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を執行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば秘密関係(保護)法(2015年改訂)、犯罪収益に関する法律(2014年改訂)または薬物濫用法(2014年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 契約法(1996年改訂)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 刑法(2013年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 刑法(2013年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

#### 12.3 秘密関係(保護)法(2015年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

### 13. 清算

#### 13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2013年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

#### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照：第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照：第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

## 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

### 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則

(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユ

ニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
  - ( ) 本規則、会社法(2013年改訂)およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

(d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改訂)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

(b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

(c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

(d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

(e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
  - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
  - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
  - ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

## 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

## 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の（xx）、（xx）および（xx）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
  - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
  - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
  - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
  - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
  - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
  - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
  - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明



- (x ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
  - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の「投資リスク」の項に次の事項を記載することがある。
  - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の「投資リスク」の冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けて下落または上昇し、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。運用または為替相場の変動による損益はすべて受益者（投資者）に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。」
- (6) 受益証券の券面は発行されない。

## 別紙A

## 定義

「管理事務代行会社」	管理事務代行会社としての地位における三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「代行協会員」	代行協会員としての地位における三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員の間の契約であり、同契約に基づき、管理会社が、日本の法律、および、特に日本証券業協会によって採択された外国証券の取引に関する規則を遵守するために、代行協会員を任命しているものをいう。
「AIFM」	AIFMDで定められた意味を有する。
「AIFMD」	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。
「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
「営業日」	12月24日を除く、( )東京、ニューヨーク、ルクセンブルグおよびシドニーの銀行営業日であり、かつ( )オーストラリア証券取引所の取引日である日をいう。
「CSSF」	ルクセンブルグ金融監督委員会をいう。
「保管会社」	保管会社としての地位における三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「日本における販売会社」	日本における販売会社としての地位における三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「適格投資家」	非米国人または非欧州人のうち、( )適用される法令に違反せずに受益証券を取得もしくは保有することができない個人、会社もしくは法主体、または( )前記( )に定める者の保管者、ノミニーもしくは受託者を除く者をいう。
「特別決議」	ファンドの発行済受益証券総口数の90%以上の保有者の書面により可決されたか、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において、挙手による決議に関しては決議に参加した受益者の4分の3以上の多数により可決され、もしくは投票による決議が適式に要求された場合には、当該投票において行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決された受益者決議をいう。
「会計年度」	毎年3月1日に始まり、2月末日に終了する期間をいう。ただし、第一会計年度は、当初払込日から平成25年2月28日までの期間とする。
「重過失」	過失を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら注意を怠った場合におけるものをいう。
「当初払込日」	平成24年8月3日をいう。
「投資顧問会社」	三菱UFJ国際投信株式会社をいう。
「投資顧問会社関係者」	投資顧問会社、その主要業務担当者および関連会社をいう。

「投資顧問契約」	副管理会社と投資顧問会社との間の契約であり、同契約に基づき、投資顧問会社が副管理会社に対し投資顧問業務を提供することを約するものをいう。
「米国投資会社法」	アメリカ合衆国1940年投資会社法をいう。
「投資運用およびリスク・マネジメント委託契約」	管理会社と副管理会社との間の契約であり、同契約に基づき、副管理会社がファンドに対し投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供することを約するものをいう。
「目論見書」	日本の法令に従いファンドの受益証券の日本における募集に関して作成される目論見書をいう。
「管理会社」	管理会社としての地位における三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「投資先ファンド」	ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型の免除ユニット・トラストであるUBS 豪ドル・ボンド・インカムをいう。
「投資先ファンドのベンチマーク」	UBS オーストラリア債券インデックス (UBS Australian Composite Bond Index 0+ YR) をいう。
「投資先ファンド受益証券」	投資先ファンドのクラスT 受益証券をいう。
「英文目論見書」	ファンドの受益証券について随時行われる募集に関連して発行される英文目論見書をいう。
「純資産総額」	ファンドの総資産からファンドの総負債を控除した評価額であり、本書および信託証書に従い計算されたものをいう。
「受益証券1口当たり純資産価格」	純資産総額を、関連する時点におけるファンドの発行済受益証券の口数で除して得られる額をいう。
「買戻通知」	英文目論見書に添付される買戻通知の様式をいう。
「米国証券法」	アメリカ合衆国1933年証券法をいう。
「副管理会社」	エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイまたは副管理会社およびファンドのAIFMとして任命されるその他の者をいう。
「買付申込書」	受益証券の購入を希望する適格投資家によって記入される、英文目論見書に添付される様式をいう。
「ファンド」	信託証書によって設立され、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型と称するオープン・エンド型の免除ユニット・トラストをいう。
「受託会社」	エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドをいう。
「受託会社の代理人」	受託会社、および受託会社により任命された各役員、取締役、従業員、代理人もしくは使用人またはその他の者をいう。
「信託証書」	ファンドに関して受託会社および管理会社によって締結された平成24年6月26日付信託証書(随時追補または修正される。)をいう。
「受益者」	ファンドの受益証券の保有者をいう。
「受益証券」	ファンドの資産に対する受益持分をそれぞれ表章する、ファンドの受益証券をいう。

「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と日本における販売会社との間の契約であり、同契約に基づき、管理会社がファンドの受益証券の日本における販売会社として日本における販売会社を任命するものをいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

## 別紙B

## レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 1933年米国証券法（改正済み）（以下「米国証券法」という。）のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- 米国に居住する自然人
  - 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
  - 執行人または管財人が米国人である財団
  - 受託者が米国人である信託
  - 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
  - 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
  - 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
  - 以下に該当するパートナーシップまたは法人
    - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
    - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
  - 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
  - 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

## 独立監査人の監査報告書

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型の受託会社としてのオジエ・トラスティーズ  
(ケイマン)リミテッド御中

我々は、添付の米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(以下「ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2014年2月28日現在の純資産計算書ならびに投資およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

## 財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、真実かつ適正な概観を与える財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

## 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

## 意見

我々は、財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型の2014年2月28日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
2014年8月8日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

To Ogier Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type

We have audited the accompanying financial statements of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 28 February 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type as at 28 February 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.



PricewaterhouseCoopers

8 August 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## 独立監査人の監査報告書

米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型の受託会社としてのエリアン・トラスティー  
(ケイマン)リミテッド御中

我々は、添付の米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(以下「ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2015年2月28日現在の純資産計算書ならびに投資およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

## 財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、真実かつ適正な概観を与える財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

## 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

## 意見

我々は、財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型の2015年2月28日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
2015年8月7日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

To Elian Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type

We have audited the accompanying financial statements of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 28 February 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type as at 28 February 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

7 August 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ  
取締役会各位

## 承認された監査人の報告書

### 財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

### 承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの2014年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕  
マーティン・フローネ、公認の監査人  
パートナー

2015年3月13日

[次へ](#)

To the Board of Directors of  
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.  
287-289, Route d'Arlon  
L-1150 Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2014 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé  
Partner

March 13, 2015

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。